

平成29年度版
各国の食品・添加物等の規格基準

シンガポール共和国

目次

1. 法的枠組

1 食品行政

2 食品法規体系と個別食品規格

3 食品販売法 (Sale of Food Act)

(1)食品販売 (改定) 法2017[1] (Sale of Food (AMENDMENT) Act2017)

(2)食品規則2017[2](Food Regulation)

(3) 食品 (非小売り食品事業) 規則[3] (Sale of Food (Non-Retail Food Business) Regulations)

4 シンガポール規格

6 食品の規格・基準・分析法

2. 食品添加物

2. 食品添加物に関する法規

2.1. 概要

2.2. 食品添加物の定義及び機能用途分類

2.3. 認可食品添加物及び最大使用基準値

2.4. 食品への使用禁止品物質

2.5. 食品添加物の規格・基準

2.6. 新規食品添加物の申請・評価・承認

2.7. 食品への食品添加物の表示

2.8. 食品添加物の概要 (まとめ)

3. 食品表示

3.1. 表示一般

3.1.1. 規則5の適用除外

3.1.2. 表示を行う容器

3.1.3. 表示を行う上での制限

3.1.4. 栄養成分欄

3.1.5. 虚偽的な、または誤解を招く記述等

3.1.6. 賞味期限表示

3.1.7. 賞味期限表示の除去等の禁止

3.1.8. ビタミンおよびミネラル含有に関する強調表示

3.1.9. 宣伝における誤解を招く記述

3.2 栄養表示

4. 健康強調・機能性食品

4.1. 栄養強調表示

4.2. 健康強調表示

5. 製造工程認証

6-1. 個別食品規格／調味料類

6.1.1. 味噌 (Fermented Soybean Paste)

6-2. 個別食品規格／菓子類

6.2. 菓子類

6-3. 個別食品規格／清涼飲料

6.3. 清涼飲料

6-4. 個別食品規格／レトルト食品

6.4.1. レトルト食品 (Retortable Pouched Foods)

6-5. 個別食品規格／めん類

6.5. めん類

6-6. 個別食品規格／乳・乳製品

6-7. 個別食品規格／アルコール飲料

1. 関連法および制度的規則

- (1) シンガポールへの輸入に対する規則および手続要件
- (2) 販売時の規則および手続要件

2. 手続き

- (1) 輸入および販売の許可に関する手続き

6-8. 個別食品規格／調理冷凍食品

6.1.1. 調理済み冷凍食品

7. 残留農薬

1. 法的枠組

1 食品行政

シンガポールの食品規格、安全・衛生管理にあたる行政機関は国家開発省 (Ministry of National Development) にある農業食品畜産庁 (Agri-Food and Veterinary Authority : AVA) に集約されている。AVAは食品に限らず、動物・ペット、農業・漁業といった広範囲な領域を管轄している。

2 食品法規体系と個別食品規格

図1に食品法規体系と個別食品規格の関連図を示した。

シンガポールの食品基準

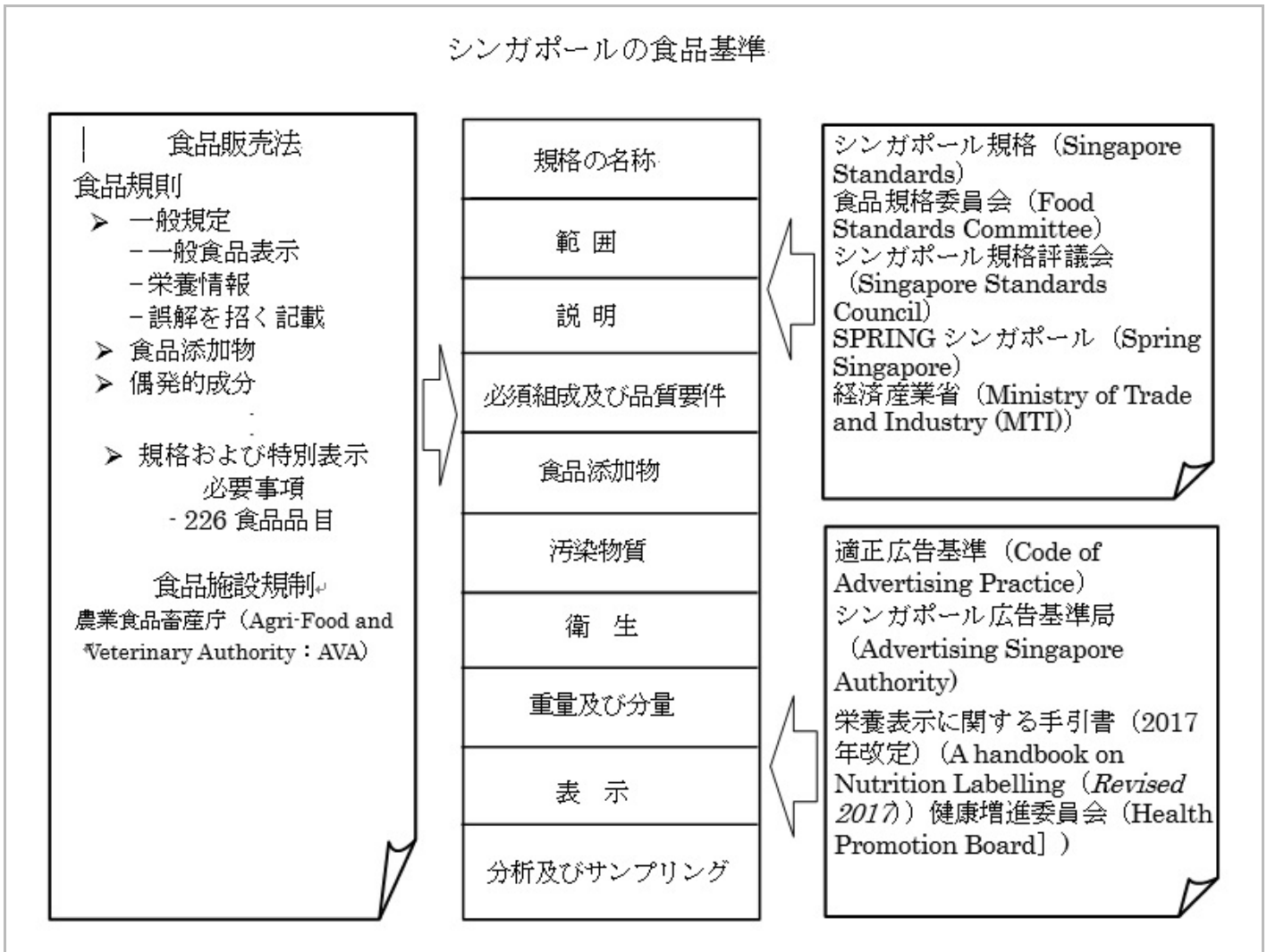


図1 食品法規体系と個別食品規格の概要関連図

3 食品販売法 (Sale of Food Act)

AVAが一括管轄している。AVAはもともと一次生産物を管轄する局であったが、2000年に食品安全を目的として食品関連物資の品質と安全を統括管理するように再編成された

(1)食品販売 (改定) 法2017^[1] (Sale of Food (AMENDMENT) Act2017)

2002年に初めて制定された食品販売法は、食品の健全性および純度の確保および健康に有害あるいは危害を与える物の販売・処分・使用を防止するための食品規格の定着、食品施設の規制の提示を目的に制定された。2017年12月7日に、食品販売 (改定) 法2017が成立した。

(2)食品規則2017^[2](Food Regulation)

販売法の付則は食品規則として編集され、改正および新たな規定の制定に伴い継続的に更新されている。食品規則は表示全般、食品添加物、汚染物質・微生物毒素、容器包装、照射食品等の詳細一般要件を規定、第4章に226品目に関する個別食品規格と特別表示必要事項を記載している (表1)。個別品目に関し、必要最低限の定義、成分規格、特別必要表示事項が規定されている。

表1 食品規則による個別食品規格

番号	品目名
穀粉製品、ベーカリー製品、および穀物製品	
39	穀粉および小麦粉
40	全粒小麦、粗麦、または全麦
41	活性グルテン穀粉
42	ベーキングパウダー入り穀粉
43	タンパク質増量穀粉
44	トウモロコシ粉
45	米粉
46	タピオカ粉
47	ベーカリー製品
48	パン
49	全粒パン
50	果実入りパン
51	ライ麦パン
52	乳入りパン
53	ベーカリー製品の表示
54	穀粉菓子
55	パスタ
55-1	めん類
55-2	米めん類
56	パスタの表示
発泡剤／起泡剤	
57	酒石酸
58	ベーキングパウダー
肉および肉製品	
59	肉
60	未加工肉、生肉、または冷蔵肉
60A	下ごしらえ済みの鳥
61	冷凍肉
62	コンビーフ、保存処理肉、酢漬け肉、または塩漬け肉
63	薫製肉
64	ミンチまたは挽肉
65	ハンバーガー、またはビーフバーガー、および類似製品
66	ソーセージ用挽肉
67	ソーセージ
68	肉抽出物、肉エキス、および肉汁
69	鶏肉エキス、および2倍濃度の鶏肉エキス

70	肉ペーストまたはパテ
魚および魚製品	
71	魚
72	生鮮魚または冷蔵魚
73	冷凍魚
74	薫製魚
75	塩漬け魚
76	魚肉ペースト
77	平たくした魚肉団子および魚肉団子
食用油脂	
78	食用油脂
79	食用油脂の表示
80	ココヤシ油
81	トウモロコシ油
82	綿実油
83	ラッカセイ油
84	オリーブ油
85	ペニバナ油
86	ゴマ油
87	ダイズ油
88	ヒマワリ種子油
89	肉脂タレ汁
90	ラード
91	マーガリン
91A	ファットスプレッド
92	バナスパティ
乳および乳製品	
93	乳
94	低温殺菌乳
95	超高温殺菌乳
96	殺菌乳
97	均質化乳
98	復元乳または還元乳
99	無糖練乳
100	加糖練乳
101	乾燥乳または粉乳または乾燥全乳または乾燥全脂乳または全脂粉乳
102	ハーフクリーム粉乳
103	スキムミルクまたは分離乳または脱脂乳

104	植物性油脂添加乳
105	調味乳
106	乳酸菌乳飲料または発酵乳飲料
107	麦芽乳粉末
108	ホエイ
109	乳の表示
110	クリーム
111	均質化乳
112	還元クリームまたは還元クリーム
113	濃縮クリーム
114	低脂肪クリーム
115	サワークリーム
116	バター
117	チーズ
118	チェダーチーズ
119	名称表示のないチーズ
120	クリームチーズ
121	プロセスチーズまたは乳化チーズ
122	チーズスプレッドまたはチーズペースト
123	ヨーグルト
124	果実入りヨーグルト
125	ギー
アイスクリーム、冷凍菓子、および関連製品	
126	アイスクリーム
127	乳製品アイスクリーム
128	ミルクアイス
129	冷凍菓子
ソース、食酢、および薬味	
130	ソース
131	醤油
132	オイスターソース
133	トマトソース
134	チリソース
135	食酢
136	蒸留酢
137	混合酢
138	人工酢または模倣酢
139	酢の表示

140	サラダドレッシング
141	漬物
142	チャツネ
糖および糖製品	
143	糖
144	精製三温糖
145	粉糖または粉糖混合物
146	糖蜜
147	食卓用糖蜜
148	無水ブドウ糖
149	含水結晶ブドウ糖
150	ブドウ糖シロップ
151	ハチミツ
151A	ロイヤルゼリー
152	砂糖菓子
茶、コーヒー、およびココア	
153	茶
154	粉茶、荒粉茶、またはティーファニングス
155	インスタント茶
156	茶を淹れたもの
157	コーヒー
158	チコリ入りコーヒー
159	コーヒー混合物
160	インスタントコーヒーまたはソリュブルコーヒー
161	インスタントチコリ入りコーヒーまたはソリュブルチコリ入りコーヒー
162	脱カフェインコーヒー
163	カカオ豆
164	カカオニブ
165	ココアペースト、カカオマス、または板状ココア
166	ココア、ココア粉末、または粉末ココア
167	ココア抽出物またはソリュブルココア
168	チョコレート
169	ミルクチョコレート
170	チョコレート菓子
果汁および果実コーディアル	
171	果汁
172	濃縮果汁
173	ネクター

174	果汁コーディアル、果汁スカッシュ、または果汁シロップ
175	果実ドリンクまたは果実クラッシュ
ジャム	
176	ジャム
177	果実ジャム
178	マーマレード
179	カヤ (Kaya) または卵ジャム
非アルコール飲料	
180	調味コーディアルまたは調味シロップ
181	豆乳
182	調味豆乳
183	ソフトドリンク
183A	天然ミネラルウォーター
184	非アルコール飲料の表示
アルコール飲料	
185	酒
186	エール、ビール、ラガー、ポーター、またはスタウト
187	ワイン
188	麦芽ワイン
189	キニーネワイン
190	香味付けワイン、ワインカクテル、およびベルモット
191	ポートおよびシェリー
192	肉エキス入りワインまたは牛肉エキス入りワイン
193	発泡ワイン
194	炭酸入りワイン
195	果実酒
196	シードルまたはベリー
197	発泡シードルまたは発泡ベリー
198	炭酸入りシードルまたは炭酸入りベリー
199	ハチミツ酒
200	穀粒酒または中国酒
201	ブランデー
202	マール・ブランデー
203	果実ブランデー
204	ウイスキー
205	ラム
206	ジン
207	ウォッカ

208	リキュールおよびアルコールコーディアル
209	混合リキュール
210	複合リキュール
食塩	
211	食塩
212	ヨウ素添加塩
香辛料および薬味	
213	香辛料および薬味
214	アニシード (Jintan manis)
215	キャラウエー種子 (Jintan)
216	ブラック・カルダモン (Kepulaga Besar) またはカルダモン (Kepulaga Kecil)
217	セロリ種子 (Biji Seladeri)
218	チリ
219	シナモン (Kayu Manis)
220	クローブ (Bunga Cengkih)
221	コリアンダー (Ketumbar)
222	クミン種子 (Jintan Putih)
223	ブラッククミン (Jintan Hitam)
224	ディル種子 (Adas Manis)
225	ウイキョウ果実または種子 (Adas Pedas)
226	コロハ (Halba)
227	ショウガ
228	メース (Jaitree) (Bunga Pala)
229	カラシ種子 (Biji Sawi)
230	調製済みカラシ
231	ナツメグ (Buah Pala)
232	黒コショウまたはコショウ果実
233	白コショウ
234	八角 (Bunga Pekak)
235	ウコン (Kunyit)
236	カレー粉
香料エッセンスまたは抽出物	
237	アーモンドエッセンス
238	ショウガエッセンス
239	レモンエッセンス
240	レモンエッセンス
241	オレンジエッセンス

242	ペパーミントエッセンス
243	バラエッセンス
244	バニラ抽出物
245	香料エッセンス
風味増強剤	
246	グルタミン酸ナトリウム
特別用途食品	
247	特別用途食品
248	特別用途食品に対する表示必要事項
249	低カロリー食品
250	糖尿病患者向け食品
251	乳児向け食品
252	乳児向けフォーミュラ
253	乳児向け乳フォーミュラまたは乳児向け乳調製品
254	乳児向けフォーミュラの表示
その他	
255	寒天
256	カスタード粉末
257	食用ゼラチン
258	魚クラッカー
259	エビクラッカー
米	
260	米

(3) 食品（非小売り食品事業）規則[3]（Sale of Food (Non-Retail Food Business) Regulations）

食品販売法における食品施設規制とも呼ばれる本規則は、食品取扱い業者および食品施設に対する全般的な食品衛生基準を示している。

4 シンガポール規格

個別食品規格の観点からは、食品規格委員会（Food Standards Committee）、シンガポール規格評議会（Singapore Standards Council）、通商産業省（MTI）のSPRINGシンガポール（SPRING Singapore）のもとで運営されているシンガポール規格（Singapore Standards : SS）が存在する。シンガポール規格はISO準拠の全産業を対象とした国家規格ではあるが、原則任意な規格である（安全・環境・健康に関連して行政的に参照される場合は義務規格になることもある）。

規格は表2に例示しているが、コーデックスでの個別食品規格と同様な構成となっている。

食品規格策定委員会で策定されたSSは90件弱で分析法、実施規範等を除いた個別食品規格は41品目ある（表3）。これらは任意規格であり、認証取得により認証マークの表示が可能となる。

表2 シンガポール規格の構成

シンガポール規格 SS 219 : 1979 (2013) (ICS 67.06) 乾めん・パスタ製品類に対する規格	
目次 1 範囲 2 分類 3 必要事項 4 サンプルングおよび試験試料の調製 5 試験 6 包装 7 刻印	付録 別表A：タンパク質含有量の測定－ケルダール変法 別表B：含水量の測定－常圧乾燥法 別表C：粥中の全固形物の測定 別表D：抽出油の遊離脂肪酸および過酸化価の測定

表3 SSにおける個別食品規格一覧

S/N	製品名	規格番号
1	全脂乳製加糖練乳 状態：最新規格	SS 10:2012
2	ラッカセイ（ピーナッツ）油 状態：削除（2014年12月4日）	SS 12:1995 (2010)
3	ココヤシ油 状態：削除（2014年12月4日）	SS 13:1995 (2010)
4	小麦粉（白色） 状態：在来規格	SS 46:1971 (2013)
5	マーガリン 状態：削除（2014年12月4日）	SS 47:1997 (2010)
6	調味用グルタミン酸ナトリウム 状態：削除（2014年12月4日）	SS 61:1972
7	炭酸・非炭酸飲料 状態：削除（2015年4月7日）	SS 62:1997
8	精白糖 状態：削除（2016年12月4日）	SS 94:1972
9	バター 状態：削除（2014年12月4日）	SS 95:1997 (2010)
10	ブドウ糖シロップ 状態：削除（2015年4月7日）	SS 113:1995
11	濃縮ミルク（無糖全脂乳製練乳） 状態：最新規格	SS 114:2012
12	コーディアル 状態：削除（2015年4月7日）	SS 115:1995
13	精製・脱臭・脱ロウ処理済みトウモロコシ（またはトウキビ）油 状態：削除（2014年12月4日）	SS 134:1995 (2010)
14	精製・脱臭ダイズ油 状態：削除（2014年12月4日）	SS 135:1995 (2010)
15	バナスパティ 状態：削除（2013年11月8日）	SS 147:1997 (2013)
16	復元乳または還元乳 状態：最新規格	SS 148:2012
17	植物性調理油 状態：削除（2014年12月5日）	SS 172:1995 (2010)

18	ピーナッツバター 状態：削除提案中	SS 179:1978
19	精製・脱臭パームオレイン 状態：削除（2014年12月4日）	SS 182:1995 (2010)
20	乾めん・パスタ製品 状態：在来規格	SS 219:1979 (2013)
21	ゴマ油 状態：削除（2014年12月4日）	SS 220:1995 (2010)
22	ビーフン 状態：在来規格	SS 237:1980 (2013)
23	トマトケチャップ 状態：削除（2014年12月4日）	SS 238:1980
24	パーム核油 状態：削除（2014年12月4日）	SS 252:1995 (2010)
25	白パン 状態：最新規格	SS 253:1981
26	脱脂粉乳および全脂粉乳 状態：最新規格	SS 260:2012
27	クリームクラッカー 状態：削除（2015年4月7日）	SS 287:1984
28	醤油 状態：最新規格	SS 288:1998
29	豆乳および豆乳ドリンク 状態：削除（2015年4月7日）	SS 302:1985
30	コショウ、ホールおよび挽いたもの（黒コショウおよび白コショウ） 状態：削除（2016年12月4日）	SS 315:1997
31	ココアバター 状態：削除（2014年12月4日）	SS 319:1997
32	調味されていない甘味を抑えたビスケット（クリーム非使用） 状態：削除（2015年4月7日）	SS 329:1988
33	植物性油脂添加乳甘味料 状態：最新規格	SS 330:2012
34	チリソース 状態：最新規格	SS 340:1999
35	精製・脱臭・脱ロウ処理済みヒマワリ種子油 状態：削除（2014年12月4日）	SS 349:1997 (2010)
36	セモリナ 状態：在来規格	SS 350:1990 (2013)
37	ベーキングパウダー入り穀粉 状態：在来規格	SS 351:1990 (2013)
38	全粒穀粉 状態：在来規格	SS 352:1990 (2013)
39	砂糖菓子 状態：削除（2016年12月4日）	SS 464:1999
40	カヤ 状態：最新規格	SS 466:1999
41	チリおよびトウガラシ属（ホールまたは挽いたもの【粉末】） 状態：削除（2016年12月4日）	SS 487:2001

6 食品の規格・基準・分析法

食品一般に関する規格及び分析法を表6にまとめて示す。事例研究で取り上げた個別の食品に関する規格及び分析法については、それぞれの食品の項で説明する。

表6 食品一般に関する規格・基準・分析法

関連法規	項目	規格	分析方法	参照
食品規則	偶発的成分	何人も、本規則によって他に許可されている場合を除いては、偶発的成分を含有したいかなる食品も、輸入、販売、宣伝、製造、委託、または出荷してはならない	国際的基準 (AOAC、 ISO、APHA など)	シンガポール 農業食品畜産 庁 (AVA) に Eメールにて 連絡
	残留農薬	1. 何人も、付表9の3欄に記載されたいかなる食品に関しても、1欄に規定された物質以外の残留農薬を2欄に規定された最大残留基準値を超えた割合で含有する場合には、輸入、販売、宣伝、製造、委託、または出荷してはならない 2. 本規則にかかる規定がない場合には、あらゆる食品中の残留農薬は、コーデックス委員会の勧告に基づく上限を超えてはならない 3. 農薬の残留が認められた1種類以上の食品を含む加工食品または混合食は、かかる残留農薬を、当該の加工食品または混合食品の製造に用いる当該の残留物含有食品の分量に対して認められた量を超えて含有してはならない 4. 何人も、2種類以上の残留農薬を含有したいかなる食品も、輸入、販売、宣伝、製造、委託、または出荷してはならない	国際的基準 (AOAC、 ISO、APHA など)	シンガポール 農業食品畜産 庁 (AVA) に Eメールにて 連絡
	重金属、ヒ素、鉛、および銅	何人も、付表10における規定量を超えた量でヒ素、鉛、および銅を含有したいかなる食品も、輸入、販売、宣伝、製造、委託、または出荷してはならない スズ：<250ppm、カドミウム：<0.2ppm、アンチモン：<1.0ppm、セレン：<1.0ppm	国際的基準 (AOAC、 ISO、APHA など)	シンガポール 農業食品畜産 庁 (AVA) に Eメールにて 連絡
	残留抗生物質	何人も、いかなる食用を意図した食品に関しても、検出可能な残留抗生物質またはその分解産物（ボツリヌス菌 [<i>Clostridium botulinum</i>] の芽胞を破壊する目的で、チーズおよび十分に加熱処理した缶詰食品の保存に用いるナイシンを除く）を含有する場合には、輸入、販売、宣伝、製造、委託、または出荷してはならない	国際的基準 (AOAC、 ISO、APHA など)	シンガポール 農業食品畜産 庁 (AVA) に Eメールにて 連絡

2. 食品添加物

2. 食品添加物に関する法規

2.1. 概要

シンガポールでは、食品添加物はAVAが規制している。シンガポールにおける食品添加物の規制の主たる法的根拠は食品規則に記載されている。同規則は、同規則において認可食品添加物ではない物質の食品へ使用禁止を明示している一方、そこに規定され使用比率が示されている認可食品添加物の使用を明示的に許可している。

2.2. 食品添加物の定義及び機能用途分類

食品添加物は食品規則で以下のとおり定義されている：

『食品添加物は以下を含む：

- i)食品の成分であり、食品に意図的に添加した結果、直接的または間接的に食品の特性に作用するか作用すると合理的に期待できるすべての物質で、汚染により又は食品の処理、加工、充填、保存の間の不適切な取扱いにより混入する異物は含まない。
- ii)固結防止剤、消泡剤、酸化防止剤、甘味料、合成保存料、着色料、乳化剤あるいは安定剤、香料、風味増強剤、湿潤剤、栄養強化剤、金属イオン封鎖剤およびその他の汎用食品添加物』

シンガポールでは食品添加物は、以下の14の機能に分類される：

- 1)固結防止剤
- 2)消泡剤
- 3)酸化防止剤
- 4)甘味料
- 5)合成保存料
- 6)着色料
- 7)乳化剤および安定剤
- 8)香料
- 9)風味増強剤
- 10)湿潤剤
- 11)栄養強化剤
- 12)金属イオン封鎖剤
- 13)充填ガス
- 14)汎用食品添加物

なお、加工助剤は汎用食品添加物に含まれる。

2.3. 認可食品添加物及び最大使用基準値

食品添加物はそれが認可食品添加物であり、また食品規制で規定されている水準に従って使用されている場合、食品への使用が認められる。食品に添加される食品成分もまた、当該食品成分に対して認可された種類の食品添加物を規定水準に従って含有する場合がある。

認可食品添加物および最大使用基準値は食品規制付表第3～8、13に記載されている。認可食品添加物の使用制限は食品の損傷あるいは粗悪さを隠蔽するために使用してはならないとされている。

2.4. 食品への使用禁止品物質

香料に関し、禁止品目のリストが存在する。規制22 (7)号によれば、禁止香料は以下のとおりである：クマリン、トンカ豆、サフロール、サッサfras油、シヒドロサフロール、イソサフロール、アガリシン酸、ニトロベンゼン、ズルカマラ、メグサハッカ油、ヨモギギク油、ヘンルーダ油、樺のタール油、ジュニパータール油、シアン化水素酸を含む揮発性アーモンド油、オシダ。

食品に使用できるのは認可食品添加物のみのため、これ以外のネガティブリストはない。

2.5. 食品添加物の規格・基準

規制15 (4)に基づき、シンガポールにおいては、食品に使用する食品添加物および食品添加物の純度基準はFAO/WHO合同食品添加物専門家会議 (JECFA) 推奨の規格に準拠しなければならない。

2.6. 新規食品添加物の申請・評価・承認

既存の規制には新規食品添加物の評価および承認に関する明確な手順はない。

2.7. 食品への食品添加物の表示

食品添加物は『適切な記述』を用いて、食品ラベルの原材料に明記しなければならない^[1]。規則5 (4) (b) (i) は『適切な記述』を以下のとおり定義している：一般的ではなく具体的な名称であり、購入希望者に、原材料、成分、製品の真の性質を示す記述であって、具体的な名称であり、付表1に記載されている場合を除き、一般的な名称または説明であってはならないとしている。一般的な名称の使用が許されている食品添加物は以下のとおりである。

- 1)他の食品の着色用の原材料である場合、『着色料』
 - 2)他の食品の香り付け用の原材料である場合、『香料』
 - 3)アカシア、カラヤガム、トラガカントゴム、カロブ、ジェランガム、ガティ (ghatti)、グアーガム、キサンタンガムの場合、『食用ガム』
- さらに特定の食品添加物については、以下のとおり一定の要件がある：
- 1)タートラジンを人工着色料として使用している食品は「タートラジン」、「食用赤色102号」、「食用黄色5号」またはそれに相当する色素を使用している旨、表記しなければならない。
 - 2)亜硫酸を使用している場合は成分として10 mg/kg以上の濃度の亜硫酸が含有している食品は過敏症を引き起こすとされている旨を表記しなければならない。
 - 3)人工甘味料として、アスパルテームを含有する食品の場合は、ラベルの「フェニルケトン尿症の方：フェニルアラニン含有しています。ご注意ください」と表記しなければならない。
 - 4)特定の人工甘味料を最大許容値で添加した場合、それを含む食品は2011年10月にAVAが発行した「食品ラベルおよび広告」の13ページに強調された要件に従って製品ラベルに注意書きが必要である：

2.8. 食品添加物の概要（まとめ）

香料、加工助剤、キャリアオーバー等、食品添加物に関する定義を表4に、その他、指定/既存添加物、使用禁止物質等については表5にまとめた。

表4 食品添加物の概要/定義（一般）

	概要/定義	参照
関連法規	食品規則	https://www.ava.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/food-regulations-2-feb-20161da0851875296bf09fdaff00009b1e7c https://www.ava.gov.sg/docs/default-source/legislation/sale-of-food-act/food-(amendment)-regulations-2017.pdf?sfvrsn=2
概要（一般）/定義		
食品添加物の定義	『食品添加物』とは以下の二つを意味する： i)食品の成分であり、食品に意図的に添加した結果、直接的または間接的に食品の特性に作用するか作用すると合理的に期待できるすべての物質で、汚染により又は食品の処理、加工、充填、保存の間の不適切な取扱いにより混入する異物は含まない ii)固結防止剤、消泡剤、酸化防止剤、甘味料、合成保存料、着色料、乳化剤あるいは安定剤、香料、風味増強剤、湿潤剤、栄養強化剤、金属イオン封鎖剤およびその他の汎用食品添加物	Food Regulations, Part I, Definitions
香料	『香料』とは、食品に添加あるいは適用した場合、風味又は芳香、あるいはその両方を食品に添える事が可能な有益な物質である 『天然香料』には天然の香料エッセンス、香辛料及び調味料 (condiments) が含まれる 『合成香料エッセンスもしくはエキス』は、人工の香料、あるいは、天然を模した香料（その成分のすべてあるいはその一部は化学合成に得たもの、あるいは芳香性の植物、果実または野菜あるいはその他の食品に存在する味又は匂いの元となる成分を抽出や単離以外の方法で得たものであっても、芳香性の植物、果実または野菜あるいはその他の食品の持つ匂い又は味の元となる成分を模しているもの）を指す	Food Regulations, Part III, Regulation No. 22 (1) Food Regulations, Part III, Regulation No. 22 (5) Food Regulations, Part III, Regulation No. 22 (9)

加工助剤	『加工助剤』は『汎用食品添加物』の一種である。『汎用食品添加物』は食品の加工または包装の際に有益かつ特定の目的で使用される物質すべてを指し、加工助剤を含むものとする	Food Regulations, Part III, Regulation No. 28 (1)
キャリアー	現在の規則にしたがってある食品添加物が特定の食品への使用を認められている場合、その食品を原材料として用いている食品についても、原材料として用いた食品の量に対して適切な量であれば、当該添加物を含有することが認められる	Food Regulations, Part III, Regulation No. 15 (4)

表5 食品添加物の概要／定義（その他）

	概要／定義	参照
関連法規	食品規則	https://www.ava.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/food-regulations-2-feb-20161da0851875296bf09fdaff0009b1e7c https://www.ava.gov.sg/docs/default-source/legislation/sale-of-food-act/food-(amendment)-regulations-2017.pdf?sfvrsn=2
概要（指定）／附則		
1	指定添加物リスト 固結防止剤、消泡剤、酸化防止剤、甘味料、合成保存料、着色料、乳化剤あるいは安定剤、香料、風味増強剤、湿潤剤、栄養強化剤、金属イオン封鎖剤、ガス包装剤およびその他の汎用食品添加物	Food Regulations, 3rd, 4th, 5th, 6th, 7th, 8th Schedules
2	既存添加物リスト シンガポールは該当するリストを作成していない。しかし、食品規則で許可されている全ての食品添加物の網羅的なリストではないが、主として規則16～28および第三～第十三のスケジュールにリストアップされる食品添加物を主として含むガイダンス文書がある。本ガイダンス文書は法的拘束力を持たないが、食品規則と合わせて読むべき文書である。	https://www.ava.gov.sg/docs/default-source/tools-and-resources/resources-for-businesses/foodadditivesunderfr_inclnewadditivesunderfdamdtre
3	天然香料基原物質リスト シンガポールは該当するリストを作成していない	
4	一般に食品として飲用または飲料用に供され、また食品添加物としても使用される物質のリスト シンガポールは該当するリストを作成していない	
ネガティブリスト（定められている場合）	香料としての使用が禁止されている物質のリストがある	Food Regulations, Part III, Regulation No. 22 (7)
食品添加物の規格、重量およびサイズ、汚染物質、分析およびサンプリング方法、食品添加物の製造規格	JECFA規格に準ずる	Food Regulations, Part III, Regulation No. 15 (4)
食品添加物に関する公式刊行物および公報	食品添加物に関する公式刊行物および公報はないが、食品規則が改正された場合、公式通達が発布される。しかし、食品規則で許可されている全ての食品添加物の網羅的なリストではないが、主として規則16～28および第三～第十三のスケジュールにリストアップされる食品添加物を主として含むガイダンス文書がある。本ガイダンス文書は法的拘束力を持たないが、食品規則と合わせて読むべき文書である。	https://www.ava.gov.sg/docs/default-source/tools-and-resources/resources-for-businesses/foodadditivesunderfr_inclnewadditivesunderfdamdtre

3. 食品表示

参照：シンガポール農業食品畜産庁（Agri-Food & Veterinary Singapore）（2017年）食品規則（Food Regulations）

以下のウェブサイトから入手可能：

<https://www.ava.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/food-regulations-2-feb-20161da0851875296bf09fdaff00009b1e7c>

[https://www.ava.gov.sg/docs/default-source/legislation/sale-of-food-act/food-\(amendment\)-regulations-2017.pdf?sfvrsn=2](https://www.ava.gov.sg/docs/default-source/legislation/sale-of-food-act/food-(amendment)-regulations-2017.pdf?sfvrsn=2)

3.1. 表示一般

- (1) 何人も、いかなる包装済み食品に関しても、包装済み食品の包装に本規則が要求するすべての詳細を表示したラベルが添付されていない場合には、輸入、宣伝、製造、販売、委託、および出荷してはならない。
- (2) 本規則において別段の定めがない限り、包装済み食品のすべての包装に関して、包装の人目を引く目立つ位置に、本法および本規則によって要求される、かかる詳細、記述、情報、および文言を英語で表示したラベルを印字するか、または確実に添付しなければならない。
- (3) 段落(2)に述べた詳細、記述、情報、および文言を、ラベルの目立つ位置に人目を引くように表示し、明白に判読可能なように表示しなければならない。
- (4) 段落(3)に述べた詳細には以下が含まれる。
 - (a) 一般名、または（適切な一般名が存在しない場合には）当該食品の本質を示すのに十分な説明。
 - (b) 2種類以上の成分から成る食品の場合には、各成分の適切な明示（appropriate designation）を行うこと。また、各成分の容量または比率を明記しない場合には、重量に含有される割合が多い順に成分を明記しなければならない。本項の適用上、
 - (i) 「適切な明示」とは、具体的であり、一般的な名称や説明ではない名称または説明を指し、付表1に規定された場合を除いて、適切な明示を行う製品の原材料、構成成分、または成分の本質を、見込み購買者に示さなければならない。
 - (ii) 当該食品が水を含有することを記載する必要はない。また、
 - (iii) 食品が2種類以上の構成成分から製造された成分を含有する場合には、これらの構成成分の適切な明示を行わなければならないが、かかる成分については適切な明示を行う必要はない。
 - (c) 合成着色料であるタートラジンを含有する食品の場合には、成分記載において以下の記述のいずれかを行わなければならない。
 - (i) タートラジン
 - (ii) 着色料（102）
 - (iii) 着色料（FD黄色5号）、または他の同義語
 - (d) 包装材入りまたは容器入り食品の正味量は、以下のように表示すること。
 - (i) 液状食品の場合には容量
 - (ii) 固形食品の場合には重量
 - (iii) 半固形食品または粘性食品の場合には容量または重量のいずれか
 - (iv) 液状媒体（liquid medium）内で包装された食品の場合には液状媒体も合わせた当該食品の正味重量、および当該食品の固形量本項の適用上、
 - (i) 液状媒体とは、単独使用または併用による、水、糖および塩の水溶液、果汁および野菜汁（缶詰果実または缶詰野菜の場合のみ）、または酢を指す。
 - (ii) 重量測定の場合には、「正味（net）」または「固形量（drained weight）」などの適切な文言を使用して測定方法を記載しなければならない。また、
 - (iii) 氷衣（glaze）を施した冷凍食品の正味含有量の記述は、氷衣を除かなければならない。氷衣とは、冷凍製品に清浄水を吹き付けて、または冷凍製品を清浄水に浸して、製品の表面に氷の保護層を付けることを指す。
 - (e) 国内で製造された食品の場合には、製造業者、包装業者、または国内の販売業者の名称および住所。また、輸入食品の場合には、国内の輸入業者、流通業者、または代理業者の名称および住所、ならびに当該食品の原産国名。本項の適用上、
 - (i) 電報用宛名または電信宛名略号または郵便局の住所では不十分である。
 - (ii) 反証がない限り、ラベルに表示された名称を、当該食品の製造業者、包装業者、国内の販売業者、または輸入業者の名称と見なす。複数の名称が表示されている場合には、反証がない限り、それらの名称を当該食品の製造業者、包装業者、国内の販売業者、または輸入業者の名称と見なす。
 - (ea) 過敏症を引き起こすことが知られている以下の食品および成分。
 - (i) グルテンを含有する穀物、すなわち小麦、ライ麦、大麦、カラス麦、スペルト小麦、またはそれらの交雑株およびそれらの製品

- (ii) 甲殻類および甲殻類製品
- (iii) 卵および卵製品
- (iv) 魚および魚製品
- (v) ラッカセイ、ダイズ、およびそれらの製品
- (vi) 乳および乳製品（乳糖を含む）
- (vii) ナッツ（木の実）およびナッツ製品
- (viii) 10 mg/kg以上の濃度の亜硫酸塩

(f) アスパルテームを含む食品の場合には、以下の文言または同様の趣旨の文言

「フェニルケトン尿症患者の方へ：

フェニルケトン含有」

(g) 特定食品の場合には、本規則によって表示を要求される他の詳細

(5) 段落(2)の規定によって、包装の内容物または望ましい詳細に関し、いかなる言語による追加表示も妨げられてはならない。ただし、かかる追記が、本規則によってラベルへの印刷を規定された記述と相反しておらず、それを改変したものではないこととする。

(6) 段落(4)(a)、(b)、(c)、および(d)に定められた詳細は、高さ1.5 mm以上の印字を用いて表示しなければならない。

(7) 本規則に相反するにもかかわらず、規定サイズで印刷する必要がある文言に関して、食品を収納した販売用包装が小型であるため規定サイズでの文言使用が妨げられる場合には、明白に判読可能な縮小サイズで印刷してもよい。

3.1.1. 規則5の適用除外

(1) 規則5を以下に適用してはならない。

- (a) 購入者の面前で計量、計数、または計測される食品
- (b) 小売業者の施設でだまかに包装される食品

(2) 段落(4)(c)、(d)、および(e)を除く規則5は、小売業者の施設でだまかに包装されるパンには適用してはならない。

(3) 規則5(4)(b)は、酒類には適用してはならない。

3.1.2. 表示を行う容器

規則5の要求どおりの表示が可能な包装に収納された形以外で販売される食品の場合には、当該食品の販売者は、購入者が明確に視認できるように、販売直前に食品を保管するすべての容器に関して、規則5(4)(a)、(b)、(d)、および(e)に規定された詳細を含む記述またはラベルを目立つように添付した状態を保たなければならない。

3.1.3. 表示を行う上での制限

何人も、包装または容器に表示または確実に添付されたラベルに、包装または容器の包装業者の名称および事業所住所が英語で記載されていない場合には、包装もしくは容器の一部を成す包装済み食品、または単独の食品として販売用に包装もしくは容器に収納された包装済み食品を販売してはならない。

3.1.4. 栄養成分欄

(1) 付表12に規定された形式、または長官が容認可能な他の同様の形式を用いて、エネルギー値、タンパク質量、炭水化物量、脂質量、およびそれらに対して栄養強調表示（nutrition claim）を当該食品に関して行う他のあらゆる栄養素の量を記載した栄養成分欄もラベルに表示しなければ、ラベルにおいて栄養強調表示を行ってはならない。

(2) 段落(1)の規定にもかかわらず、ラベルが塩、ナトリウム、カリウム、またはこれらのうち2種類またはすべてに関する栄養強調表示を含むものの、他の栄養強調表示は含まない場合には、エネルギーの表示またはナトリウムとカリウム以外の栄養素の表示を栄養成分欄から省略してもよい。

(3) 本規則の適用上、「栄養強調表示」とは、一般的または具体的を問わず、および、肯定的または否定的を問わず、食品が栄養特性を有することを示唆または暗示する表示を指し、以下への言及を含む。

- (a) エネルギー
- (b) 塩、ナトリウム、またはカリウム
- (c) アミノ酸、炭水化物物、コレステロール、脂質、脂肪酸、食物繊維、タンパク質、デンプン、もしくは糖類
- (d) ビタミンもしくはミネラル、または
- (e) 他の栄養素

(4) 段落(1)は、総表面積が100平方センチメートル未満であり、ラベルに以下を表示する場合には、包装済み食品には適用してはならない。

- (a) それに関して栄養強調表示を行う各栄養素量の記述。または
- (b) 食品が無糖であるという強調表示がある場合、または食品のエネルギー値に関する強調表示がある場合には、当該食品のエネルギー産生に関する記述。

3.1.5. 虚偽的な、または誤解を招く記述等

(1)食品に表示もしくは添付される、または食品と共に提供もしくは表示される文章、画像、他の説明事項は、食品またはその成分の性質、安定性、数量、特長、純粋性、組成、重量、由来、製造からの期間、効果、または割合を示すと称する、虚偽的、または誤解を招く記述、文言、商標、絵、および記号を含んではならない。

(2)食品に表示もしくは添付される、または食品と共に提供もしくは表示される文章、画像、他の説明事項は、当該食品が他の添加物質を含有する場合、または本規則の下で要求される組成、特長、および品質を有しない場合には、「純粋 (pure)」という語または同様の意義を持つ語を表示してはならない。

(3) 本規則によって具体的に許可されている場合を除いて、治療作用もしくは予防作用に対する強調表示または同様の意味を持つ語を、いかなる食品にも表示してはならない。

(4) いずれかの人物からの医学的性質を持つ助言と解釈される可能性がある文言、明示的または黙示的な強調表示、意匠、および図案も、ラベルに表示してはならない。

(5) 人体に影響を及ぼす疾患または病態を、食品が予防、緩和、または治療することを暗示するいかなる語または文言も、ラベルに表示してはならない。

(6) 食品を消費することによって、健康または体調を改善できる可能性があることを暗示するいかなる語または文言も、ラベルに表示してはならない。

(6A) 段落(3)、(5)、および(6)の規定にもかかわらず、付表14に規定された対応基準を満たした包装済み食品に対して以下の強調表示を行うことができる。

- (a) 定期的な運動と共に、骨を頑丈するのに役立ち、骨粗鬆症のリスクを低減させる可能性がある十分なカルシウムおよびビタミンDを含有する健康食品。
(本箇所に食品名を挿入)はカルシウムの良い供給源である/カルシウムを多く含む/カルシウム豊富である/カルシウムを強化している。
- (b) 低ナトリウムの健康食品は、脳卒中および心疾患の危険因子である高血圧のリスクを低減させる可能性がある。(本箇所に食品名を挿入)はナトリウムを含有していない/ナトリウム含有量が非常に低い/ナトリウム含有量が低い/ナトリウム含有量を低減した。
- (c) 飽和脂肪およびトランス脂肪の含有量が低い健康食品は、心疾患のリスクを低減させる可能性がある。(本箇所に食品名を挿入)は飽和脂肪およびトランス脂肪を含有していない/飽和脂肪およびトランス脂肪の含有量が低い。
- (d) 食物繊維を含有する全粒穀物、果実、および野菜を豊富に含む健康食品は、心疾患のリスクを低減させる可能性がある。(本箇所に食品名を挿入)は脂肪含有量が少なく/脂肪を含まず、食物繊維含有量が多い。
- (e) 全粒穀物、果実、および野菜などの食物繊維を豊富に含有する健康食品は、ある種の癌のリスクを低減させる可能性がある。(本箇所に食品名を挿入)は脂肪を含まず/脂肪含有量が少なく、食物繊維含有量が多い。

(6B) 段落(3)、(5)、および(6)の規定にもかかわらず、植物ステロール、植物ステロールエステル、植物スタノール、または植物スタノールエステルの含有を本規則の下で認可された、または規則250Aの下で認められた包装済み食品に対して、以下の強調表示を行うことができる。

「植物ステロール/スタノールは、血中コレステロールを低下/低減させることが示されている。高血中コレステロールは冠動脈疾患発症の危険因子である」

(7) 本規則に別段の規定がない限り、以下を除いて食品がエネルギー源であるという強調表示または示唆を行ってはならない。

- (a) ラベルに1日に消費すべき当該食品量の記載がある場合。
- (b) 付表12に規定された形式、または長官が容認可能な他の同様の形式による栄養成分欄がラベルに表示されている場合。および
- (c) 1日に消費すべきものとしてラベルに記載された当該食品量によって、最低でも300 kcalが産生される場合。

(8) 本規則に別段の規定がない限り、以下を除いて食品がタンパク質の供給源または優れた供給源であるという強調表示または示唆を行ってはならない。

- (a) ラベルに1日に消費すべき当該食品量の記載がある場合。
- (b) 付表12に規定された形式、または長官が容認可能な他の同様の形式による栄養成分欄がラベルに表示されている場合。

- (c) タンパク質の供給源である食品の場合には、当該食品のカロリー産生の最低12 wt%がタンパク質に由来すること。また、タンパク質の優れた供給源である食品の場合には当該食品のカロリー産生の最低20 wt%がタンパク質に由来すること。および
- (d)1日に消費するべきものとしてラベルに記載された食品量が、最低でもタンパク質10 gを含有する場合。
- (9)食品の使用法または調理例または食品を供する方法に関する図解を含む調理法をラベルに表示してはならないが、調理法、調理例、または図解の直前または直後、さもなければその近くに、最小でも高さ1.5 mmの印字を用いて「調理法 (Recipe) 」または「調理例 (Serving Suggestion) 」という表示を場合に応じて行う場合を除くものとする。
- (10) いかなるペットフードのラベルにも、当該ペットフードがヒトの食用にも向いている、または適切であることを直接的または黙示的に示す文言を表示してはならない。

3.1.6. 賞味期限表示

- (1) 付表2に規定された包装済み食品は、段落(2)または(5)に規定された方法、または長官が承認した他の方法によって、ラベルまたは包装の他の場所に、日付印 (date mark) を表示または型押しまたは刻印しなければならない。
- (2) 段落(5)に従って、いかなる包装済み食品に関しても、以下の方法の1つを用いて有効期限日を表示しなければならない。
- (a) 「消費期限日 (USE BY) (本箇所に日・月・年を挿入)」、
- (b) 「販売期限日 (SELL BY) (本箇所に日・月・年を挿入)」、
- (c) 「有効期限日 (EXPIRY DATE) (本箇所に日・月・年を挿入)」、または
- (d) 「賞味期限 (BEST BEFORE) 」 (本箇所に日・月・年を挿入)」。
- (3) 本規則が適用される包装済み食品の日付印の有効性が、その保管に依存する場合には、当該食品の保管指示もラベルまたは包装に表示しなければならない。
- (4) 日付印は明白に表示しなければならず、文字サイズは高さ3 mm以上でなければならない。
- (5) 付表8の8項に規定された包装済み食品が原料である場合には、当該原料に関する日付印は、以下のように包装日を表示するのみで十分とする。
- 「包装日 (PACKING DATE) (本箇所に日・月・年を挿入)」、
- 「以下の日に包装 (PACKED ON) (本箇所に日・月・年を挿入) 」もしくは
- 「包装 (PKD) (本箇所に日・月・年を挿入)」、
- または長官が承認した他の同様の方法での表示。
- (6) 段落(5)の適用上、原料は以下を含むものとする。
- (a) 生肉
- (b) 生の挽肉または細切れ肉
- (c) 生の内臓
- (d) 生魚
- (e) 生の甲殻類
- (f) 生の貝類
- ただし、味付け、保存処理、酢漬け、または塩漬けされた肉、薫製肉、ハンバーグ肉および他のミートパテ、ソーセージ肉、薫製魚、魚肉団子、魚肉練り製品などの加工食品または製造食品は除くものとする。
- (7) 段落(2)および(5)に述べた日付は、以下のように表示しなければならない。
- (a) 月の特定の日付を数字で表示し、数字が1桁の場合にはその前にゼロ (0) を表示すること。
- (b) 年の特定の月は文字によって表示しなければならないが、月名の最初の3文字を用いて略記してもよい。ただし日付を最初に表示し、その後続けて月および年を表示する場合には、月を数字で表示しても良いものとする。また
- (c) 年は省略せずに年全体を数字で表示するか、またはその年の最後の2桁を表示すること。
- (8) 本規則の規定と異なるにもかかわらず、以下を表示する必要はない。
- (a) 付表2の1~8項の日付印における年。または
- (b) 付表2の9~19項の日付印における日。
- (9) 日付印全体をラベルの一箇所に表示することが実施困難である場合には、「~日までに消費すること (USE BY DATE ON)」、「~日までに販売すること (SELL BY DATE ON)」、「有効期限日は~日である (EXPIRY DATE ON)」、「賞味期限日は~日である (BEST BEFORE DATE ON)」、「包装日は~日である (PACKING DATE ON)」などの文言、または長官が承認した他のそれらの趣旨の文言の直後に、いかなる場合にも日付を表示した包装上の場所を表示するのであれば、日付を包装の他の場所に表示してもよい。
- (10) 本規則の適用上、「賞味期限」は「消費期限日」と同じ意味を持つ。

(11) 製品を大量に包装する場合には、製造日または有効期限日のいずれかの表示のみで十分とする。

(12) 本規則は、食肉処理された日付の表示が規則60Aの下で要求される、詰め物をした鳥に適用してはならない。

3.1.7. 賞味期限表示の除去等の禁止

何人も以下を行ってはならない。

- (a) 包装済み食品の日付印を除去、消去、変更、不明瞭化、重ね表示したり、何らかの形で改竄したりすること。
- (b) 日付印の期限が切れた包装済み食品を輸入、販売、委託、提供すること。または
- (c) 包装またはラベルに規定された保管条件に矛盾する条件下で保管された包装済み食品を輸入、販売、委託、提供すること

3.1.8. ビタミンおよびミネラル含有に関する強調表示

(1) 表IIに規定された当該食品の基準量に、表Iに規定された当該のビタミンまたはミネラルの1日推奨量の少なくとも6分の1が含まれる場合を除いて、食品中にビタミンまたはミネラルが含有されることに基づいた、またはビタミンまたはミネラルの含有を暗示する強調表示をラベルにおいて行ってはならない。

(2) 表IIに規定された当該食品の基準量に、表Iに規定された当該のビタミンまたはミネラルの1日推奨量の50%以上が含まれる場合を除いて、ラベルは食品が強化された、栄養強化された、栄養価を高められた、ビタミンを添加されたことを主張したり、当該食品が1種類または複数の種類のビタミンまたはミネラルの優れた供給源であることを何らかの形で暗示したりしてはならない。

表I		
ビタミンおよびミネラル		
物質	以下として算出	1日推奨量
ビタミンA、ビタミンAアルコールおよびエステル類、カロテン類	レチノール活性 (マイクログラム)	750 mcg
ビタミンB1、アノイリン、チアミン、チアミン塩酸塩、チアミン硝酸塩	チアミン (ミリグラム)	1 mg
ビタミンB2、リボフラビン	リボフラビン (ミリグラム)	1.5 mg
ビタミンB6、ピリドキシン、ピリドキサール、ピリドキサミン	ピリドキサミン (ミリグラム)	2.0 mg
ビタミンB12、コバラミン、シアノコバラミン	シアノコバラミン (マイクログラム)	2.0 mcg
葉酸、葉酸塩	葉酸 (マイクログラム)	200 mcg
ナイアシン、ナイアシンアミド、ニコチン酸、ニコチンアミド	ナイアシン (ミリグラム)	16 mg
ビタミンC、アスコルビン酸	アスコルビン酸 (ミリグラム)	30 mg
ビタミンD、ビタミンD2、ビタミンD3	コレカルシフェロール (マイクログラム)	2.5 mcg
カルシウム	カルシウム (ミリグラム)	800 mg
ヨウ素	ヨウ素 (マイクログラム)	100 mcg
鉄	鉄 (ミリグラム)	10 mg
リン	リン (ミリグラム)	800 mg.

表II	
食品	基準量
パン	240 g

朝食用穀物食品	60 g
肉または野菜または酵母菌の抽出物（調製の有無にかかわらず）	10 g
果汁および野菜汁	200 mL
果汁濃縮物（ラベルの指示に従って希釈したもの）	200 mL
果汁コーディアル（ラベルの指示に従って希釈したもの）	200 mL
調味コーディアルまたはシロップ（ラベルの指示に従って希釈したもの）	200 mL
麦芽乳粉末	30 g
練乳	180 g
粉乳（全乳製または脱脂したもの）および51%以上の粉乳を含有する食品	60 g
上記に規定されていない飲料粉末を含む他の濃縮液状食品（ラベルの指示に従って希釈したもの）	200 mL
上記に規定されていない液状食品	200 mL
上記に規定されていない固形食品	120 g

(3) ここでの規定と異なるにもかかわらず、食品の1日推奨量にビタミンまたはミネラルの50%以上が含まれる場合および推奨をラベルに表示する場合を除いて、当該食品が表Iに規定されたビタミンまたはミネラルの1日推奨量の50%未満しか含まない場合には、ラベルは当該食品が1種類または複数の種類のビタミンまたはミネラルの供給源であることを主張または暗示する記述を表示してはならない。

(4) ビタミンAまたはビタミンDまたはミネラルを食品に添加する場合には、添加によってビタミンA含有量を、表IIに規定された当該食品に対する基準量に付きレチノール活性750 mcgを超えて増加させてはならず、ビタミンD含有量についてもコレカルシフェロール10 mcgを超えて増加させてはならない。または、いかなるミネラルの含有量についても、表IIに規定された当該食品に対する基準量に付き、表Iに規定された当該ミネラルに対する1日推奨量の3倍を超えて増加させてはならない。

(5) (S 195/2011 wef 15/04/2011により削除)

(6) (S 195/2011 wef 15/04/2011により削除)

(7) 段落(1)、(2)、(3)、および(4)は、本規則下で適用除外された食品、乳児用食品、病人用食品に適用してはならない。

3.1.9. 宣伝における誤解を招く記述

食品に対する宣伝は、規則9によって禁止されたいかなる記述も含んではならない。

農林水産省食料産業局輸出促進課

Copyright © 2018 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

3.2 栄養表示

栄養表示	シンガポール
関連法規/規則	シンガポールでは、包装済み食品の栄養表示は、シンガポール食品規則に記載されている。食品規則の規則8A及び表12は、食品が栄養および健康強調表示を記述する場合の、栄養情報表示枠（NIP）に関する要件を規定する。さらに、一般消費用途の食品のエネルギー強化、たんぱく質強化、並びに、ビタミン及びミネラル強化のための条件に関する規定を定めるその各規則は、規則9(7)、9(8)及び11の適用範囲に含まれる。
栄養参照量（定義、NRVs-R/-NCD）	RDA / 1日あたり推奨摂取量（Recommended Daily Allowance）

栄養表示（適用：義務もしくは任意）	栄養表示は、栄養表示を使用する際の義務であり、又、販売用途又は食品の調理に際して使用する用途のすべての包装された食用脂及び食用油（食品規則78から規則92の下で「食用脂及び食用油」のグループに属するもの）に対する義務である。これらの製品は、食品規格表12の下で規定されている様式で、トランス型脂肪酸の含有量に関する記述と共に、栄養素情報表示枠（NIP）が表示されていないなければならない。
適用される食品カテゴリー	すべての包装済み食品
適用除外（食品カテゴリー）	100平方センチメートル未満の合計表面積の小さな容器包装により包装済み食品には適用せず、又、栄養に関する記述又はその他の栄養素に関する情報を記載しない。
（食品事業者の規模）	規定無し
栄養成分リスト（栄養成分、記載順）	<ul style="list-style-type: none"> 4種の主要栄養素（エネルギー、炭水素、たんぱく質及び脂質）と表示栄養素 健康促進局により管理されている「より健康な選択シンボル」を有する製品に関しては、9種の栄養素（エネルギー、炭水素、たんぱく質、飽和脂肪、トランス脂肪、コレステロール、炭水化物、食物繊維、塩分）を表示することが義務となっている。 食用油脂においては、トランス脂肪酸含有率の表示が必須である。
その他の栄養成分	規定無し
栄養成分量の表示方法（表示方法100g/ml、1サービング、又は1包装分あたり）	100 g当り / 100 ml当り又は1人前当り 一人前の大きさ及び容器包装当りに何人前分が含まれているかについて表示されている必要がある。
（表示する値：一定値もしくは幅表示）	一定値
（分析値もしくは計算値）	共に可
栄養表示のための食品成分表/データベースの利用	データベースの利用可
栄養表示のための食品成分表/データベース	シンガポール食品組成データベースに基づく計算も許容されるが、実験室試験報告書による裏付けがある栄養価であることが好ましい。
栄養成分の計算（エネルギー/たんぱく質/炭水化物/脂質）	栄養価情報表示枠内に表示されているエネルギー量は、試験機関で検証された正確なものでなければならない
公差と適合性（誤差範囲）	栄養表示に関する健康促進局のハンドブック内で公開される。
表示方法の特色（フォーマット、%NRV、表示）	表の様式を使用 RDAに対する%の任意による表示
（パッケージ正面の表示、FOP）	健康促進局（HPB）が管理している「より健康な選択シンボル」プログラムは、1998年から導入されている。

栄養表示の行政/順守（政府所管当局/官庁）	農産物・食料・獣医学的管理監督庁（AVA）
査察と罰則	AVAは体系的監視プログラムを導入しており、このプログラムの下で、AVAは、食品安全性試験のための食品製品のサンプリングに加え、記述内容を含めた表示要件への遵守に関する食品製品の検査を実施している。AVAは、表示要件及び記述内容要件への遵守に関して、ウェブサイト、Facebookアカウント、新聞又はパンフレットなどの紙媒体の広告などのメディアも定期的に査閲する。例えば食品が不正に表示されていることが判明した場合など、食品法への違反がある際には、その関係者に対して適当な是正強制措置を取ることとなる。食品販売法に従い、初回の違反に対する処罰は\$5,000を超えない罰金、又、2回目以降の違反に対しては\$10,000を超えない罰金又は3ヶ月を超えない期間の禁固、或いはこれら両方を課することとなる。

4. 健康強調・機能性食品

4.1. 栄養強調表示

栄養強調表示	シンガポール
関連法規/規則	食品規則の規則8A、9(7)、9(8)、11及び249に基づく。 下記ウェブサイトからダウンロード可能 http://www.ava.gov.sg/legislation
定義（栄養素含有量/比較強調表示）	コーデックス規格と同様 <ul style="list-style-type: none"> • 栄養素含有量強調表示 • 栄養素比較強調表示
栄養素含有量強調表示	栄養素含有強調表示に関しては、コーデックス規格に示されている通り、NRVの代わりにRDAを使用する。たんぱく質及びエネルギーに対する要件、並びに、ビタミン&ミネラルに対するRDA要件は規則内に示されている。他の栄養素に関しては、健康促進局が定めるガイドラインに従うこと。
栄養素比較強調表示	栄養素比較強調表示に関しては、健康促進局が定めるガイドラインに従うこと
無添加表示（糖類/ナトリウム塩の無添加）	“「糖分無添加」及び「塩分無添加」の記述の使用に関しては、健康促進局が定めるガイドラインに従うこと。 「糖分無添加」 - 無糖であること、或いは、糖アルコールを除く、糖分、蜂蜜、麦芽及び麦芽抽出物が添加された成分を含まないことを指す。 「ナトリウム/塩分無添加」 - 塩化ナトリウム、ナトリウム化合物、或いは、塩化ナトリウム又はその他のナトリウム化合物を含む成分が製品の加工に際して添加されていることを指す。
栄養強調表示の行政/順守（政府所管当局/官庁）	農産物・食料・獣医学的管理監督庁（AVA）
査察と罰則	AVAは体系的監視プログラムを導入しており、このプログラムの下でAVAは、食品安全性試験のための食品製品のサンプリングに加え、記述内容を含めた表示要件への遵守に関する食品製品の検査の実施している。AVAは、表示要件及び記述内容要件への遵守に関して、ウェブサイト、Facebookアカウント、新聞又はパンフレットなどの紙媒体の広告などのメディアも定期的に査閲する。例えば食品が不正に表示されていることが判明した場合など、食品法への違反がある際には、その関係者に対して適当な是正強制措置を取ることとなる。食品販売法に従い、初回の違反に対する処罰は\$5,000を超えない罰金、又、2回目以降の違反に対しては\$10,000を超えない罰金又は3ヶ月を超えない期間の禁固、或いはこれら両方を課することとなる。

4.2. 健康強調表示

健康強調表示	シンガポール
--------	--------

関連法規／規則	あり。食品規則の規則8A、9(7)、9(8)、11及び249に基づく。 下記ウェブサイトからダウンロード可能 http://www.ava.gov.sg/legislation
定義（健康強調表示をした食品を指す名称が有る場合はその名称）	栄養機能強調表示 食事に関する特定の栄養成分の健康強調表示（Nutrient specific diet-related health claims） その他の機能強調表示
栄養機能強調表示（栄養機能表示をした食品を指す名称が有る場合はその名称）	栄養機能強調表示
その他の機能強調表示（他の機能表示をした食品を指す名称が有る場合はその名称）	その他機能強調表示
疾病リスク低減強調表示（適用される食品を指す名称）	食事に関する特定の栄養成分の健康強調表示
承認／認証の種類（規格基準型／事前承認型）	規格基準型の表示
（食品／特定の組成成分に対する承認）	製品毎の特定の表示許可は無い
健康強調表示に関する科学的実証	証拠書類が必要
実証のプロセス（審査組織の構造、政府所管当局／官庁／委員会）	CODEXにより定義される様な新規栄養機能及びその他の機能強調表示の使用に関する申請はAVAに対し提出されなければならない。申請のためのガイダンス情報、申請様式、チェックリストは、下記URLに掲載されている。 http://www.ava.gov.sg/explore-by-sections/food/labelling-packaging-information/labelling-guidelines-for-food-importers-manufacturers
実証の基準および／または効果の評価	新栄養機能及びその他機能に関する記述の使用についての正当性を立証するために要求される証拠に関して、AVAは国際食品規格の文書「保健表示の科学的実証に関する勧告事項」に言及しており、その証拠の種類には以下のものを含む。 1.臨床試験 a) 例えばRCTやRTなどの実験的臨床研究 b) 例えばコホート研究、ケースコントロール研究、横断研究などの観察による研究 2.例えば動物、死体、試験管内研究などの非臨床研究 3.統合分析、メタ分析などの体系的検査 4.矛盾する情報 5.提案されている記述の使用に関する主要先進国の食品安全当局による勧告
特定の安全性に関する事項	規定無し
再評価	規定無し
製品品質に関する事項（GMP, ISO, HACCP または他の評価尺度）	規定無し
有害事象に関する報告システム（義務／任意）	規定無し
健康強調表示の行政／順守（政府所管当局／官庁）	農産物・食料・獣医学的管理監督庁（AVA）

査察と罰則	AVAは体系的監視プログラムを導入しており、このプログラムの下でAVAは、食品安全性試験のための食品製品のサンプリングに加え、記述内容を含めた表示要件への遵守に関する食品製品の検査の実施している。AVAは、表示要件及び記述内容要件への遵守に関して、ウェブサイト、Facebookアカウント、新聞又はパンフレットなどの紙媒体の広告などのメディアも定期的に査閲する。例えば食品が不正に表示されていることが判明した場合など、食品法への違反がある際には、その関係者に対して適当な是正強制措置を取ることとなる。食品販売法に従い、初回の違反に対する処罰は\$5,000を超えない罰金、又、2回目以降の違反に対しては\$10,000を超えない罰金又は3ヶ月を超えない期間の禁固、或いはこれら両方を課すこととなる。
ダイエタリー／フード／ヘルス サプリメントに関する関連法規／規則	「ダイエタリーサプリメント」と表示されている製品は、その調合設計、用量、使用に関する指示及び処方に応じて、健康補助品、食品、伝統的な医薬品又はその他の区分の食品に分類することができる。シンガポール農産物・食料・獣医学的管理監督庁及び保健科学庁（HSA）の両者により開発された食品保健製品分類系統は、保健製品及び食品の分類についてのより詳しい情報を提供している。この情報は、以下のウェブサイトで見ることができる。 https://www.ava.gov.sg/explore-by-sections/food/bringing-food-into-singapore-and-exporting/general-classification-of-food-food-products
定義（ダイエタリーサプリメントおよび／またはフードサプリメントおよび／またはヘルスサプリメント）	現時点において、用語としての「食事/食品/健康補助」に対する法的な定義はシンガポール国内には存在しない。しかし、保健科学庁は、以下の「健康補助に関するガイドライン」で、健康補助に関する定義の策定作業をおこなっている。 http://www.hsa.gov.sg/content/dam/HSA/HPRG/Complementary_Health_Products/Overview_Framework_Policies/Health_Supplements/HSGuidelines.pdf
サプリメントの行政／順守（政府所管当局／官庁）	規定無し

5. 製造工程認証

参照	農食品・家畜庁（AVA）食品工場格付けシステムへの手引き
監督官庁	AVA、シンガポール認証評議会（Singapore Accreditation Council）
強制または任意	格付け基準に基づいた高い工場規格を達成するよう、食品製造業者は率先して食品安全システムを開発すべきである（HACCP、検査、モニタリングおよび文書化など）。 GMP – 任意 HACCP – シンガポール認証評議会による認定SS 590:2013への追従は任意

6-1. 個別食品規格／調味料類

6.1.1. 味噌（Fermented Soybean Paste）

食品規格及び分析法

シンガポールでは、現状、味噌に関する規格はない。

醤油	シンガポール（食品規則）	シンガポール規格 (SS 288:1998)
----	--------------	---------------------------

範囲	醤油	食用を目的とした調味料である醤油に適用される。醤油は以下の各区分において、2種類の等級から成るものとする (a) 薄口醤油－等級AおよびB (b) 濃口醤油－等級AおよびB
定義／説明	醤油は、酵素反応または酸加水分解のいずれか、あるいはこれら両方の方法を用いて、健全な大豆から製造された透明で塩辛い褐色の液体であるものとし、他の健全な食品を含む場合もあれば、含まない場合もある	醤油は、こうじの酵素消化に由来する発酵もろみから製造された酒または産物であり、塩水溶液中での酵母菌または乳酸菌による追加発酵を伴うものとする。こうじとは、調理済みまたは蒸した大豆／脱脂大豆および小麦／小麦ふすまにおいてニホンコウジカビ (<i>Aspergillus oryzae</i>) またはショウユコウジカビ (<i>Aspergillus sojae</i>) を固体培養したものである
組成	1.糖およびカラメル色素を含有してもよい 2.全窒素分が0.6% (w/v) 以上であること	原材料 1. 大豆／脱脂大豆 2. 小麦／小麦ふすま 3. こうじ：1および2から成る培地で培養されたニホンコウジカビまたはショウユコウジカビの固体培養物 4. ニホンコウジカビまたはショウユコウジカビの培養物 5. 酵母菌および乳酸菌の混合培養物（これにより塩水中のこうじ培養培地において天然発酵が引き起こされる） 6. 塩化ナトリウム (NaCl) 7. 糖 8. カラメル色素 9. 認可保存料 10. 飲用水 化学的および物理的特性 1. 25℃におけるpH：4.2～4.8（濃口醤油）、4.2～4.6（薄口醤油） 2. 塩（NaClとして）、% (m/v)、最大で：20 3. 総固形分（添加塩を差し引いたもの）、% (m/v)、最低で：22～44（濃口醤油）、15～18（薄口醤油） 4. 全窒素分、% (m/v)、最低で：1.0（等級A）、0.8（等級B） 5. アミノ窒素分、% (m/v)、最低で：0.35（等級A）、0.26（等級B） 6.1 mL当たりの耐塩性酵母数：検出されないこと
品質要件	旨味を有し、悪臭およびフラブスオリザエ (<i>flavus-oryzae</i>) 群に属する無害なこうじ菌 (<i>Aspergillus</i>) 株以外のいかなるカビも含まないこと	薄口醤油は、良く混合された旨味がある酸味と塩味を伴い、この種のソースに特徴的な香りとおくこの特性を有する透明で赤褐色の液体であるものとする。沈殿物、異味、好ましくない臭い、外来性のカビ、および異物を含んではならない 濃口醤油は、バランスが取れた旨味がある酸味と甘味のある塩味を伴い、この種のソースに特徴的な香りとおくこの特性を有する濃暗色かつ赤褐色の液体であるものとする。異味、好ましくない臭い、外来性のカビ、および異物を含んではならず、また、沈殿物をほとんど含んではならない アミノ窒素に関する等級Aの栄養価は、等級Bのものよりも高い
「欠陥品」の分類	適用なし	適用なし
食品添加物	以下を含む認可化学保存料を含有してもよい 二酸化硫黄：300 ppm 安息香酸：750 ppm パラオキシ安息香酸メチルまたはパラオキシ安息香酸プロピル：250 ppm ソルビン酸：1000 ppm	糖および認可保存料を含有してもよい カラメル色素以外の添加着色料を含有してはならない。薄口醤油に対してカラメル色素を添加してはならないが、濃口醤油に対してはカラメル色素を添加しても、しなくてもよい
汚染物質／異物	3-モノクロロプロパン-1,2-ジオール (3-MCPD)：<0.02 ppm (乾物含量で算出)	適用なし
衛生	適用なし	醤油は、同食品に対し有害な影響を与えない清潔なガラス製／ポリエチレンテレフタレート (PET) 製容器または他の適切な容器に充填されなければならない 醤油は低温殺菌されなければならない
重量及び分量	適用なし	適用なし

表示	食品規則に準拠した一般表示要件を満たすこと アレルギー表示：大豆またはその産物を含有する食品に対して必要とされる	醤油のすべての容器に以下を明確に表示しなければならない (a) 製造業者の名称および住所、ならびに存在する場合には製造業者の登録商標 (b) 本標準規格の名称 (c) バッチ番号またはコード番号 (d) 正味含有量
サンプリング及び分析法	適用なし	本規格の付録に以下に対する測定方法が記載されている 1) pH 2) NaClとしての塩 3) 添加塩を差し引いた総固形分 4) 全窒素分の測定 5) アミノ窒素分の測定 6) 耐塩性酵母数の測定

6-2. 個別食品規格／菓子類

6.2. 菓子類

ココアおよびチョコレート製品

ココアおよびチョコレート製品		規格
定義 / 説明	<p>(1) カカオ豆</p> <ul style="list-style-type: none"> カカオ (<i>Theobroma cacao</i> L.) または他の近縁種の種子であること <p>(2) カカオニブ</p> <ul style="list-style-type: none"> カカオニブまたは粉砕したカカオは、洗浄し乾燥または保存加工したカカオ豆を熱して粉砕し、その殻を除去して製造したものであること <p>(3) ココアペースト、カカオマス、または板状ココア</p> <ul style="list-style-type: none"> カカオニブを磨り潰して製造した固形または半固形物であること 異種脂肪または油を含有しないものとする <p>(4) ココア、ココア粉末、または粉末ココア</p> <ul style="list-style-type: none"> 脂肪分の除去の有無を問わず、粉末化したココアペーストであること 異種脂肪または油を含有しないものとする <p>(5) ココア抽出物またはソリュブルココア</p> <ul style="list-style-type: none"> アルカリまたはアルカリ塩による脂肪分の除去の有無を問わず、ココアペーストを処理して得られる製品であること <p>(6) チョコレート</p> <ul style="list-style-type: none"> チョコレートペースト、製菓用チョコレート、チョコレートコーティング、チョコレートパウダーは、ココア脂、砂糖、香辛料、乳固形分、認可された乳化剤、認可された香料、4000ppm以下のポリグリセリン縮合リシノレイン酸エステル、10000ppm以下のアンモニウムホスファチド、5%以下の植物性脂肪（ココア脂を除く）の添加の有無を問わず、ココアペースト、ココアパウダー、またはココアから製造するものとする <p>(7) ミルクチョコレート</p> <ul style="list-style-type: none"> チョコレートを含有した乳固形分であること <p>(8) チョコレート菓子</p> <ul style="list-style-type: none"> さらなる調理および処理をせず、そのまま直接食用とされる固形または半固形製品で、ナッツ類または果物の添加の有無を問わず、チョコレートまたはココアを原材料とすることを特徴とし、砂糖菓子で覆ったり、チョコレートに他の原材料を入れて製造した製品を含むが、チョコレート、チョコレートコーティング、チョコレート入り、またはチョコレート風味のビスケット、アイスクリーム類、あるいは医薬品は含まない チョコレート菓子のチョコレート部分は、本規則にチョコレートとして定められる規格に従うこと 	SS 319:1997 - 削除 (2014年12月4日)

組成	ミルクチョコレート <ul style="list-style-type: none"> 乾燥物中で乳脂肪分2% (w/w) 以上および無脂乳固形分10.5% (w/w) 以上を含むこと 濃厚な全乳または牛乳のミルクチョコレートを称するミルクチョコレートは、乾燥物中で乳脂肪分4.5% (w/w) 以上および無脂乳固形分10.5% (w/w) 以上を含有するものとする 	
食品添加物	ココア抽出物またはソリュブルココア -添加されたアルカリまたはアルカリ塩を、炭酸カリウムとしての推計で3% (w/w) 以上含有せず、異種脂肪または油を含有しないこと	
汚染物質	ヒ素： < 1ppm 鉛： < 2ppm 銅： < 50ppm 水銀： < 0.05ppm スズ： < 250ppm カドミウム： < 0.5ppm メラミン： < 2.5ppm	
衛生	人がすぐに食せるいかなる食品も、1gまたは液体食品の場合1mlにつき20を超える大腸菌、あるいは病原性微生物で汚染されることのないものとする 何人も、特定の食品の検出可能な真菌毒素が以下に記載する最大量を超えない場合を除いては、検出可能な量の真菌毒素を含有する食品を、輸入、販売、宣伝、製造、委託、または出荷してはならない 37 ⁰ C、48時間での総数：1mgにつき1000000 以下	
表示	栄養表示は、栄養強調表示がある場合のみ必要とする（食品規則 規則8A）。 <ul style="list-style-type: none"> 包装に植物性油脂を含有することを示す表示がない場合は、何人も植物性油脂（ココア脂は除く）を含有するチョコレートを販売してはならない。 	
サンプリングおよび分析	食品添加物、汚染物質、微生物、真菌毒素 顕微鏡視野の倍率については、米国の「公的農芸化学者協会」（“Association of Official Agricultural Chemists”）が定めた方法に従って検査しなければならない。	

ソフトおよびハードキャンディ

ソフトおよびハードキャンディ		規格 SS 464:1999 2016年12月 4日削除
定義 / 説明	砂糖菓子 さらなる調理および処理をせず、そのまま直接食用とされる固形または半固形製品で、食用脂、乳製品、ゼラチン、食用ガム、ナッツ類、または保存果物の添加の有無を問わず、炭水化物甘味料を原材料とすることを特徴とし、甘味の付いた甘草およびチューインガムを含むが、チョコレート菓子、砂糖を使用した穀粉菓子、アイスクリーム類、アイスキャンディー、テーブルゼリー、テーブルゼリー製品、清涼飲料結晶、清涼飲料製品、板状メレンゲ、医薬品は含まない。	
組成		
食品添加物		
汚染物質	ヒ素： < 1ppm 鉛： < 2ppm 銅： < 20ppm 水銀： < 0.05ppm スズ： < 250ppm カドミウム： < 0.2ppm メラミン： < 2.5ppm 菓子用のつや出し剤または光沢剤としてミネラル炭化水素を使用したことによりミネラル炭化水素を含有する砂糖菓子で、この理由により当該菓子のミネラル炭化水素含有量の重量が菓子重量100につき0.2以下となるもの	

衛生	<p>人がすぐに食せるいかなる食品も、1gまたは液体食品の場合1mlにつき20を超える大腸菌、あるいは病原性微生物で汚染されることのないものとする</p> <p>何人も、特定の食品の検出可能な真菌毒素が以下に記載する量を超えない場合を除いては、検出可能な量の真菌毒素を含有する食品を、輸入、販売、宣伝、製造、委託、または出荷してはならない</p> <p>37°C、48時間での総数：1mgにつき1000000 以下</p>	
表示	<p>栄養表示は、栄養強調表示がある場合のみ必要とする（食品規制の規則8A）。</p>	
サンプリングおよび分析	<p>食品添加物、汚染物質、微生物、真菌毒素</p> <p>顕微鏡視野の倍率については、米国の「公的農芸化学者協会」（“Association of Official Agricultural Chemists”）が定めた方法に従って検査しなければならない。</p>	

6-3. 個別食品規格／清涼飲料

6.3. 清涼飲料

食品規則-2017では、炭酸飲料のみの規格は設定されていない。一般的な清涼飲料に近い広範囲の品目を対象としているがソフトドリンクからの除外品目の幅が広いことが日本との相違点である。シンガポール規格「炭酸・非炭酸飲料（SS 62:1997）」は2015年4月7日に削除された。

食品規則では炭酸飲料のみの規格は設定されておらず、広く清涼飲料水一般について食品添加物の使用上限等を規定している。

清涼飲料：食品規格・基準

規格	食品規則 (2017年4月1日現在)	SS 62:1997 - 2015年4月 7日
規格の名称	清涼飲料	
範囲	<ul style="list-style-type: none"> 希釈せずにすぐに飲める風味付けされた飲料 ソーダ水・インディアン（またはキニーネ）トニック水・炭酸水（風味付けの有無は問わない）、ジンジャービールおよび無害な薬草または植物に由来する物質から製造された飲料、果実飲料またはフルーツクラッシュ 	
説明	<ul style="list-style-type: none"> 清涼飲料は、希釈の有無を問わず、ヒトが消費する飲料としての販売を意図した液体状または固体状の物質である 	
必須組成及び品質要件	<ul style="list-style-type: none"> 規定されていない 	
食品添加物	<ul style="list-style-type: none"> 以下を含むことができる： <ul style="list-style-type: none"> シヨ糖酢酸イソ酪酸エステル：<300 ppm ジメチルポリシロキサン：<10 ppm 二炭酸ジメチル：<250 ppm 二酸化硫黄：<70 ppm 安息香酸：<160 ppm パラオキシ安息香酸メチルあるいはパラオキシ安息香酸プロピル：<160 ppm ソルビン酸：<300 ppm キラヤ：<200 ppm 食品添加物に関する一般要件に従う 	

汚染物質	ヒ素 (As) : <0.1ppm 鉛 (Pb) : <0.2ppm 銅 (Cu) : <2ppm スズ (Sn) : <250ppm カドミウム (Cd) : <0.2ppm アンチモン (Sb) : <1ppm セレン (Se) : <1ppm アフラトキシンB1 : < 5 ppb 総アフラトキシン : <5 ppb パツリン : < 50 ppb	
衛生	<ul style="list-style-type: none"> 発癌性・変異原性・催奇性が知られた化合物、または他の毒物および有毒物質を用いて製造された包装および容器 真菌毒素：ネガティブ 大腸菌：1mlにつき20 37°C、48時間での総数：1mgにつき100,000以下 食品販売（食品施設）規則 	
重量及び分量	<ul style="list-style-type: none"> 規定されていない 	
表示	<ul style="list-style-type: none"> 「ノンアルコール」という語は、20°Cでのアルコール含有量が0.5% (v/v)以下である製品のみを指す 名称に果実、野菜または花の名称を含むが、それらの果汁、野菜汁または花汁を用いず、希釈を必要としない、ヒトが消費する飲料は、以下の表示を行うこと： <ul style="list-style-type: none"> (b) (果実、野菜、または花の名称) 風味飲料 (c) (果実、野菜、または花の名称) の代用飲料 表示に関する一般要件に従う 栄養表示は、栄養強調表示を行う場合にのみ必要とされる（食品規則 規則8A） 	
分析及びサンプリング	<ul style="list-style-type: none"> 食品添加物、汚染物質、微生物、真菌毒素 	

清涼飲料：分析法

関連法規	項目	規格	分析法	参照
食品規則	食品添加物	エステルガム：<100 ppm、シヨ糖酢酸イソ酪酸エステル：<300ppm、ジメチルポリシロキサン：<10 ppm、二炭酸ジメチル：<250 ppm、二酸化硫黄：<70 ppm、安息香酸：<160 ppm、パラオキシ安息香酸メチルあるいはパラオキシ安息香酸プロピル：<160 ppm、ソルビン酸：<300ppm、キラヤ：<200 ppm	国際規格（AOAC、ISO、APHA など）	シンガポール農業食品畜産庁（AVA）にEメールにて連絡
	金属汚染物質	ヒ素：<0.1 ppm、鉛：<0.2 ppm、銅：<2.0 ppm、スズ：<250 ppm、カドミウム：<0.2 ppm、アンチモン：<1.0 ppm、セレン：<1.0 ppm	国際規格（AOAC、ISO、APHA など）	シンガポール農業食品畜産庁（AVA）にEメールにて連絡
	真菌毒素	アフラトキシンB1：< 5 ppb 総アフラトキシン（B1、B2、G1、G2）：<5 ppb パツリン：<50 ppb	国際規格（AOAC、ISO、APHA など）	シンガポール農業食品畜産庁（AVA）にEメールにて連絡
	コロニー総数	37°C、48時間で< 10 ⁵ cfu/ml	国際規格（AOAC、ISO、APHA など）	シンガポール農業食品畜産庁（AVA）にEメールにて連絡
	大腸菌	<20 cfu/ml	国際規格（AOAC、ISO、APHA など）	シンガポール農業食品畜産庁（AVA）にEメールにて連絡

炭酸および非炭酸飲料に関する規格 (SS 62: 1997) 2015年4月7日削除				
--	--	--	--	--

清涼飲料：食品添加物

	概要／定義	参照
範囲および／または定義	清涼飲料	Food Regulations
ポジティブおよび／またはネガティブリスト	食品添加物は食品規則に従って使用が認められている	
使用制限／使用上限（定められている場合）	1. エステルガム： < 100ppm 2. スクロースイソ酪酸エステル： < 300ppm 3. ジメチルポリシロキサン： < 10ppm 4. エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム： < 33ppm 5. 二酸化硫黄： < 60ppm 6. 安息香酸： < 160ppm 7. パラオキシ安息香酸メチルあるいはパラオキシ安息香酸プロピル： < 160ppm 8. ソルビン酸： < 300ppm 9. 炭酸ジメチル： < 250ppm 10. アセスルファムK： < 350ppm 11. サッカリン： < 80ppm 12. チクロ（シクラミン酸として）： < 250ppm 13. ネオテーム： 20ppm 14. ステビオールグリコシド（ステビオールとして）： < 160ppm 15. スクラロース： < 300ppm	
		SS 62:1997 – 2015年4月7日削除 Carbonated and non-carbonated beverages

天然ミネラルウォーター

天然ミネラルウォーター	
定義／説明	天然ミネラルウォーター – 地下の含水層から直接得た地下水で、一定のミネラル塩の含有とその相対的比率、および微量元素または他の成分の存在という特徴を有するものとする。 – 天然ミネラルウォーターには湧水が含まれる。
組成	天然ミネラルウォーターには以下の事項以外の処理を実施してはならない。 – ろ過または傾瀉、さらに、必要に応じてその前に不安定な成分を除去するための酸素処理があるが、この処理は天然ミネラルウォーターの安定した成分の組成を変えないものに限られる。 – 物理的方法のみによる二酸化炭素の全面的または部分的除去 – 二酸化炭素の添加、ただし、天然ミネラルウォーターを収納する容器には適切な説明を表示しなければならない。
食品添加物	該当なし

汚染物質	<p>アンチモン： <0.005ppm ヒ素： <0.01ppm バリウム： < 0.7ppm ホウ酸塩： <5ppm カドミウム： <0.003ppm クロム： <0.05ppm 銅： <1ppm シアン化物： <0.07ppm 鉛： <0.01ppm マンガン： <0.4ppm 水銀： <0.001ppm ニッケル： <0.02ppm 硝酸塩： <50ppm 亜硝酸塩： <0.1ppm セレン： <0.01ppm 有機物 (O₂)： <3ppm 硫化物 (H₂S)： <0.05ppm 鉱油、フェノール化合物、界面活性剤、農薬、多核芳香族炭化水素、およびポリ塩化ビフェニルは、いかなる量であれ検出されてはならない。</p>
衛生	<p>寄生虫および病原微生物が認められない 50mLサンプルの検査時に芽胞形成亜硫酸塩還元性嫌気性菌が認められない 250mLサンプルの検査時に大腸菌、他の大腸菌群、糞便連鎖球菌、および緑膿菌が認められない 37℃で48時間培養後の総菌数： 100,000/mL以下 何人であれ、検出可能な量のマイコトキシンを含有する食品を輸出、販売、宣伝、製造、委託、および配送してはならない。</p>
表示	<p>本規制により、いかなる水も、当該天然ミネラルウォーターが真正であるという原産地からの文書による証拠が長官の納得いくよう提供されない限り、天然ミネラルウォーターとして宣伝、表示、または販売してはならない。 包装済み天然ミネラルウォーターには、以下を示すラベルがなければならない - 水源の名称および場所 - 製品の特性を示す分析組成 天然ミネラルウォーターが硫酸カルシウム以外に600 ppmを超過する硫酸塩を含有する場合、天然ミネラルウォーターを収納する容器には、当該天然ミネラルウォーターに緩下作用がある可能性について記載しなければならない。 天然ミネラルウォーターが1 ppmを超過するフッ化物を含有する場合、製品名の一部として、または製品名のごく近く、あるいは他の目立つ場所に以下の語句をラベルに印刷しなければならない：「フッ化物含有」(“contain fluoride”) 天然ミネラルウォーターが1.5 ppmを超過するフッ化物を含有する場合、パラグラフ6Aで示した語句(「フッ化物含有」)に加え、以下の語句をラベルに印刷しなければならない：「この製品は7歳未満の乳幼児には不適当です」(“The product is not suitable for infants and children under the age of seven years.”)</p>
サンプリングおよび分析方法	<p>汚染物質、微生物、マイコトキシン 顕微鏡視野の倍率については、米国の「公的農芸化学者協会」(“Association of Official Agricultural Chemists”)が定めた方法に従って検査しなければならない。</p>

清涼飲料

清涼飲料		<p>炭酸飲料および非炭酸飲料 (SS62: 1997) 2015年4月7日削除</p>
	<p>清涼飲料は、人の消費用飲料としての販売が意図された液体または固体形態の物質で、希釈の有無または前後であるかにかかわらず、以下を含むものとする。 - 果汁コーディアル、スカッシュ、またはシロップ - フレーバーコーディアル、スカッシュ、またはシロップ - 希釈されずにそのまま消費可能なフレーバー飲料 - フレーバーの有無にはかかわらない、ソーダ水、インディアンチックウォーター、キニーネ水、および炭酸水 - ジンジャービール、および無害なハーブまたは植物性物質からつくられる飲料 - 豆乳および豆乳飲料 - 果汁飲料および果汁クラッシュ</p>	

組成	<p>フレーバーコーディアルまたはシロップ</p> <ul style="list-style-type: none">-水および砂糖から成るものであり、果汁、アスコルビン酸、ならびに認可された乳化剤、安定剤、着色料、着香料、および化学的保存料が添加される。-25% (w/v) 以上の糖を含有するものとする。10% (w/v) 以下の比率のグリセリンを含有してもよい。他の添加物質を含有してはならない。 <p>豆乳</p> <ul style="list-style-type: none">-傷んでいない大豆から圧搾により製造した液体食品とする。-砂糖および無害な植物性物質を含有してもよいが、炭酸ナトリウム (pH調整剤として)、認可された安定剤、乳化剤、および化学的保存料以外の他の物質を含有してはならない。-豆乳のたんぱく質含有量 (全窒素量 x 6.25) は2% (w/v) 以上でなければならない。 <p>フレーバー豆乳</p> <ul style="list-style-type: none">-認可着色料を添加された豆乳とし、たんぱく質に関しては豆乳に定められた基準を満たしていなければならない。-認可着色料を含有してもよい。 <p>果汁コーディアル、スカッシュ、またはシロップ</p> <ul style="list-style-type: none">-傷んでいない果実、水、および砂糖から成るものとし、アスコルビン酸、リンゴ酸、クエン酸、酒石酸、認可された乳化剤、安定剤、着香料、着色料、および化学的保存料の添加の有無にはかかわらない。 <p>果実ドリンクまたは果実クラッシュ</p> <ul style="list-style-type: none">-希釈せずに消費される飲料とし、果汁を含有していなければならない。 <p>果汁コーディアル、スカッシュ、またはシロップ</p> <ul style="list-style-type: none">-15%以上の果汁および25%以上の砂糖を含有していなければならない。10%以下の比率のグリセリンを含有してもよい。他の添加物質を含有してはならない。	
-----------	--	--

<p>食品添加物</p>	<p>食品添加物の一般要件に従う。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 以下のものを含有してもよい <p>エステルガム： <100 ppm</p> <p>イソ酪酸酢酸スクロース： <300 ppm</p> <p>ジメチルポリシロキサン：</p> <p><10 ppm</p> <p>二炭酸ジメチル：</p> <p><250 ppm</p> <p>二酸化硫黄： <70 ppm</p> <p>安息香酸： <160 ppm</p> <p>パラオキシ安息香酸メチルまたはパラオキシ安息香酸プロピル： < 160 ppm</p> <p>ソルビン酸： < 300 ppm</p> <p>キラヤ： < 200 ppm</p> <p>化学的保存料</p> <p>(a) (希釈前の) 消費用の清涼飲料</p> <ul style="list-style-type: none"> -二酸化硫黄： < 350 ppm -安息香酸： < 800 ppm -パラオキシ安息香酸メチルまたはパラオキシ安息香酸プロピル： < 800 ppm -ソルビン酸： < 1500 ppm <p>(b) 希釈せず消費用の清涼飲料 (果実ドリンクおよび果実クラッシュを除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> -二酸化硫黄： < 70 ppm -安息香酸： < 160 ppm -パラオキシ安息香酸メチルまたはパラオキシ安息香酸プロピル -ソルビン酸： < 300 ppm <p>二炭酸ジメチル</p> <p>(a) 「スポーツ」飲料、「エネルギー」飲料、または「電解質」飲料、および粒状飲料を含む、水を主成分とするフレーバー飲料： < 250 ppm</p> <p>甘味料</p> <p>(a) 「スポーツ」飲料、「エネルギー」飲料、または「電解質」飲料、および粒状飲料を含む、水を主成分とするフレーバー飲料：</p> <ul style="list-style-type: none"> -アセサルフェーム-K： < 350 ppm -サッカリン： < 80 ppm -チクロ (シクラミン酸として)： < 250 ppm -ネオテーム： < 20 ppm -ステビオール配糖体 (ステビオールとして)： < 160 ppm -スクラロース < 300 ppm <p>消泡剤</p> <p>(a) 果汁および果実コーディアル</p> <p>ジメチルポリシロキサン： <10 ppm</p> <p>化学的保存料</p> <p>(a) 果実ドリンクおよび果実クラッシュ</p> <p>二酸化硫黄： <120 ppm</p> <p>安息香酸： < 400 ppm</p> <p>パラオキシ安息香酸メチルまたはパラオキシ安息香酸プロピル： < 400 ppm</p> <p>ソルビン酸： < 400 ppm</p>	
<p>汚染物質</p>	<p>(a) 希釈後の消費が意図される濃縮清涼飲料</p> <ul style="list-style-type: none"> -ヒ素： < 0.5 ppm -鉛： < 1 ppm -銅： < 7 ppm <p>(b) 清涼飲料の製造に用いられる濃縮物</p> <ul style="list-style-type: none"> -ヒ素： < 0.5 ppm -鉛： < 1 ppm -銅： < 7 ppm <p>(c) 食品規制付表10に定められていない他の飲料</p> <ul style="list-style-type: none"> -ヒ素： < 0.1 ppm -鉛： < 0.2 ppm -銅： < 2 ppm <p>スズ (Sn)： < 250 ppm</p> <p>水銀： < 0.5 ppm</p> <p>アンチモン： < 1 ppm</p> <p>カドミウム： < 0.2 ppm</p> <p>メラミン： < 2.5 ppm</p>	

衛生	<p>そのまま人の消費用である食品は、液体食品の場合、20/gまたは20/mLを超える大腸菌、または病原菌で汚染されていない。</p> <p>何人も、検出可能な量のマイコトキシンを含有する食品を輸入、販売、宣伝、製造、委託、および配送してはならない。</p> <p>(a) 乳幼児向け食品を除く食品</p> <p>–アフラトキシンB1 : < 5 ppm</p> <p>–アフラトキシン合計 (B1、B2、G1、G2) < 5 ppm</p> <p>37°Cで48時間培養後の総菌数 : 100,000/mL以下</p>	
表示	<p>「ノンアルコール」という語は、20°Cで0.5% (v/v) 以下のアルコールを含有する製品のみで使用してもよい。</p> <p>希釈せずに人の消費用である飲料で果実、野菜、または花の名称を製品名に組み込んでいるが当該果実、野菜、または花の液を使用していないものは、以下の方法で表示しなければならない</p> <p>(a) (果実、野菜、または花の名称) –エード</p> <p>(b) (果実、野菜、または花の名称) フレーバー飲料</p> <p>(c) イミテーション (果実、野菜、または花の名称) 飲料</p> <p>栄養強調表示を作成する場合は栄養表示が必要である (食品規制の規制8A)</p> <p>フレーバーコーディアルまたはシロップ</p> <p>–以下の方法のいずれかで表示しなければならない</p> <p>(果実、野菜、または花の名称) フレーバーシロップ</p> <p>(果実、野菜、または花の名称) フレーバーコーディアル</p> <p>イミテーション (果実、野菜、または花の名称) コーディアル</p>	
サンプリングおよび分析方法	<p>食品添加物、汚染物質、微生物、マイコトキシン</p> <p>顕微鏡視野の倍率は、米国の「公的農芸化学者協会」 (“Association of Official Agricultural Chemists”) が定めた方法に従って検査しなければならない。</p>	

清涼飲料

清涼飲料	コーディアルの規格 (SS115: 1995)	豆乳および豆乳飲料の規格 (SS302: 1985) 2015年4月7日削除
定義/説明	<ul style="list-style-type: none"> • コーディアルは、基本的に精製糖またはシロップベースから成るノンアルコール飲料を意味すると解釈されるべきであり、添加果汁および他の認可添加物の有無にはかかわらない。 • コーディアルは以下の通り分類される。 <ol style="list-style-type: none"> 1. スカッシュまたは果汁コーディアルまたは果汁シロップ <ul style="list-style-type: none"> –これらは希釈後に消費される意図のコーディアルで、容量で25%以上の果汁を含有しなければならず、果肉の有無にはかかわらないもので、粉末状柑橘飲料ではなく、香料物質またはエッセンスの有無にはかかわらない。 2. フレーバーコーディアルまたはシロップ <ul style="list-style-type: none"> –これらは希釈後に消費される意図のコーディアルで、香料物質またはエッセンスを用いて調製されたもので、添加果汁の有無にはかかわらない。 	
組成	<p>原材料</p> <p>–飲用水は無色、透明、無臭で味が良く、人の消費用に安全でなければならない。</p> <p>–砂糖は純粋な白色の結晶性固体で偏光度の測定値が99.8°S以上のもので、カビおよび酵母が存在してはならない。</p> <p>–果実濃縮物は十分な香りおよび色を提供する品質のものでなければならない。</p> <p>組成および品質特性</p> <p>–砂糖含有量 : > 40.00ブリックス (ライムおよびレモン果汁コーディアルの場合、砂糖含有量 : > 250ブリックスでなければならない。)</p> <p>–果汁 : > 25% (v/v)</p> <p>製品は推奨希釈比まで希釈され、バランスが良く、心地よい特性と香りを呈するものでなければならない。不快臭および異臭があってはならない。香りは、作成または示唆される強調表示がある場合はそれに一致していなければならない。</p>	
食品添加物	<p>–天然香料および人工香料。天然香料は、果実または植物から抽出、蒸留、圧搾、または他の適切な過程で得たもの。人工香料は、科学的合成によって得たもの。</p> <p>–酸味料にはクエン酸、酒石酸、リンゴ酸、乳酸、リン酸、アスコルビン酸、酢酸、フマル酸、塩酸、DL-乳酸、DL-リンゴ酸、オルトリン酸、およびL(+)酒石酸が含まれる。</p> <p>–食品添加物には、食品着色料、懸濁剤、乳化剤、安定剤、保存料、および香料が含まれる</p>	

汚染物質	<ul style="list-style-type: none"> -ヒ素：<0.5mg/kg -鉛：<0.5mg/kg -銅：<7.0mg/kg <p>製品には粉塵、ほこり、および異物が存在してはならない。</p>	
衛生	<ul style="list-style-type: none"> -コーディアルは、飲用水と共に上記の材料を単一でまたは組み合わせて調製したものでなければならない。 -コーディアルの加工場所は、衛生的に清浄に保たれていなければならない、ハエ、蜂、他の昆虫、およびげっ歯類が存在してはならない。 -総コロニー数：< 100/mL -大腸菌数：0 -酵母数：< 1/mL -カビ数：0 -コーディアルは正常な容器に充填されて適切に密封されなければならない、容器は内容物を汚染してはならない。 	
表示	<p>各包装には読みやすく消えないように以下を記載しなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> -製品名 -製造者、包装者、または販売者の名称および所在地、および/またはその登録商標 -正味容量 -バッチ番号またはコード番号 -日付表示 -推奨希釈比 	
サンプリング および分析 方法	<p>砂糖含有量：屈折率測定法 総コロニー数：スプレッドプレート 大腸菌群：推定大腸菌群試験（MPN法） 酵母およびカビ：スプレッドプレート ヒ素、鉛、銅：原子吸光分光分析法（AAS）</p>	

果汁

果汁		炭酸飲料および非炭酸飲料（SS62:1997） 2015年4月7日削除
定義/説明	<p>(1) 果汁 -傷んでおらず熟した新鮮な果実から抽出された未発酵の液体であり、砂糖、デキストロース、転化糖、デンプン部分加水分解物、認可着色料、科学的保存料、およびアスコルビン酸の有無にはかかわらないものとする。 -濃縮果汁を希釈して調製された果汁は、濃縮果汁製造時に果汁から当初除去された水の容量と当量の水を濃縮果汁に添加して調製されたものとする。</p> <p>(2) 濃縮果汁 -水の除去により当初の容量の50%以下にまで濃縮された果汁であり、アスコルビン酸および認可着色料の添加の有無にはかかわらないものとする。</p> <p>(3)ネクター -直接消費を意図して、傷んでおらず熟した果実の可食部全体を混合して得られた未発酵の果肉質の果実製品であり、濃縮の有無には関わらず、以下の1つ以上を含有するものとする：水、砂糖、デキストロース、転化糖、デンプン部分加水分解物、認可着色料、クエン酸、リンゴ酸、および酒石酸。</p>	
組成	<p>果実ネクター -ネクター中のピューレ、果肉、果汁、または濃縮物の形態の果実材料の重量比は、下記以上とする。 柑橘果実のネクターの場合：50% 桃および梨のネクターの場合：40% アンズのネクターの場合：35% 他のネクターの場合：25%</p>	

食品添加物	<p>ネクターは抗酸化剤またはビタミンのいずれかとしてアスコルビン酸を含有してもよいが、本規則に述べた以外の物質を含有してはならない。</p> <p>消泡剤</p> <p>(a)果汁および果実コーディアル</p> <p>ジメチルポリシロキサン： <10 ppm</p> <p>果汁</p> <p>二酸化硫黄： < 120 ppm</p> <p>安息香酸： < 400 ppm</p> <p>パラオキシ安息香酸メチルまたはパラオキシ安息香酸プロピル： < 400 ppm</p> <p>ソルビン酸： < 400 ppm</p> <p>果汁濃縮物</p> <p>二酸化硫黄： < 350 ppm</p> <p>安息香酸： < 800 ppm</p> <p>パラオキシ安息香酸メチルまたはパラオキシ安息香酸プロピル： < 800 ppm</p> <p>ソルビン酸： < 1,000 ppm</p>	
汚染物質	<p>(a)ライムおよびレモン果汁以外の果汁</p> <p>ヒ素： < 0.2 ppm</p> <p>鉛： < 0.3 ppm</p> <p>銅： < 2 ppm</p> <p>(b)ライムおよびレモン果汁</p> <p>ヒ素： < 0.2 ppm</p> <p>鉛： < 1 ppm</p> <p>銅： < 2 ppm</p> <p>水銀： < 2 ppm</p> <p>スズ： < 250 ppm</p> <p>カドミウム： < 0.2 ppm</p> <p>アンチモン： < 1 ppm</p> <p>メラミン： < 2.5 ppm</p>	
衛生	<p>そのまま人の消費用とされる食品は、液体食品の場合、20/gまたは20/mLを超える大腸菌、または病原菌で汚染されているとはならない。</p> <p>何人も、検出可能な量のマイコトキシンを含有する食品を輸入、販売、宣伝、製造、委託、および配送してはならない。</p> <p>(a) 乳幼児向け食品を除く食品</p> <p>–アフラトキシンB1： < 5 ppm</p> <p>–アフラトキシン合計（B1、B2、G1、G2）： < 5 ppm</p> <p>–パツリン： < 50 ppm（果汁、材料として果汁を含む食品）37°Cで48時間培養後の総菌数：100,000/mL以下</p>	
表示	<p>果汁</p> <p>–濃縮果汁を希釈して調製された果汁は、この旨をラベルに高さ3 mm以上の文字で記載しなければならない。</p> <p>栄養表示は、栄養強調表示を作成する場合にのみ必要である（食品規制の規制8A）</p>	
サンプリングおよび分析方法	<p>食品添加物、汚染物質、微生物、マイコトキシン</p> <p>顕微鏡視野の倍率は、米国の「公的農芸化学者協会」（“Association of Official Agricultural Chemists”）が定めた方法に従って検査しなければならない。</p>	

6-4. 個別食品規格／レトルト食品

6.4.1. レトルト食品（Retortable Pouched Foods）

食品規格及び分析法

シンガポールでは、現状、レトルト食品に関する規格はない。

6-5. 個別食品規格／めん類

6.5. めん類

食品規則-2017ではヌードル、ビーフン、マカロニ、スパゲッティ及び“mee”を含めた「パスタ」として定義されている。即席めんに対して特別な規格はない。シンガポール規格（SS）でも同様であり、乾めん・パスタ製品類（SS 219:1979（2013））を参考のため記載した（表7、8）。

シンガポール規格の「乾めん・パスタ製品類（SS 219:1979（2013））」と食品規則の「パスタ」とを記載した。どちらも「即席」製品を特定していない（表9）。

パスタ：食品規格・基準

規格	食品規則 (2017年4月1日現在)	SS 219:1979(2013)
規格の名称	パスタ	乾めん・パスタ製品類
範囲	<ul style="list-style-type: none"> 「mee (mian)」または他の「mee」製品として一般に知られる製品を含む、各種めん 「スパゲッティ」、「マカロニ」、および「mee sua (mian xian)」として一般に知られる製品を含むめん 「kuay teow (guo tiao)」、「bee tai mak (mi shai mu)」、「hor fun (he fen)」、および「bee hoon (mi fen)」として一般に知られる製品を含む各種ビーフン 	<ul style="list-style-type: none"> ヌードル、即席めん、「mian xian」を含む乾めん製品
説明	<ul style="list-style-type: none"> 押しまたは成形された生地を乾燥させ、もしくは乾燥の有無を問わず細長く切った生地を蒸して製造した製品 	<ul style="list-style-type: none"> 塩化ナトリウム、重炭酸ナトリウム、認可された着色料・香料物質・他食品添加物の添加の有無を問わず、小麦粉から製造されたもの。即席めんは別途、スープの素を入れた小袋を用いて風味を加えることができる。本製品群は展延処理を施されるものとする。製品は、細長い糸状とする「mian xian」を除いて、棒状または紐状でなければならない
必須組成及び品質要件	<ul style="list-style-type: none"> 主に穀物食品からなる 食塩、卵、各種デンプン、食用油脂、および他の食材を含有できる 含水量が<20%であるめん（「mee」および「mee製品」を含む）を除くめん：>50%の小麦粉 含水量が<20%であるめん（「スパゲッティ」、「マカロニ」、「mee sua」を含む）：>70%の小麦粉 含水量が<20%であるビーフン（「kuay teow」、「bee tai mak」、「hor fun」を含む）を除くビーフン：>50%の米粉 含水量が<20%であるビーフン：>80%の米粉 	<ul style="list-style-type: none"> 清潔かつ健康に良く、昆虫またはげっ歯類による侵入および他の好ましくない物質の痕跡がない原材料から製造される 最終製品は、良好な色を呈し、十分な範囲で破損や黒いしみがないこと 製品は調理時に、柔らかく歯応えがあり、特徴的な好ましい風味と香りがあること 即席めんは7分以内に調理できること タンパク質含有量：乾燥重量で最低9.0% 含水量：最大13% 粥中の全固形物：最大8% （抽出油のオレイン酸としての）遊離脂肪酸（製造時に食用油で揚げるめん製品にのみ適用）：最大0.8% 抽出油の過酸化価（製造時に食用油で揚げるめん製品にのみ適用）：油1kgにつき10.0
食品添加物	<ul style="list-style-type: none"> 認可された香料 認可された着色料 食品添加物の一般要件に従う 	<ul style="list-style-type: none"> 規定されていない

汚染物質	<ul style="list-style-type: none"> ヒ素 (As) : <1 ppm 鉛 (Pb) : <2 ppm 銅 (Cu) : <20 ppm スズ (Sn) : <250 ppm カドミウム (Cd) : <0.2 ppm アンチモン (Sb) : <1 ppm セレン (Se) : <1 ppm アフラトキシンB1 : <5 ppb 総アフラトキシン (B1、B2、G1、G2) : < 5 ppb 	<ul style="list-style-type: none"> 規定されていない
衛生	<ul style="list-style-type: none"> 発癌性・変異原性・催奇性があることが知られた化合物、または他の毒物および有毒物質を用いて製造された包装および容器 真菌毒素：ネガティブ 37°C、48時間での総数：1mgにつき1000,000以下 食品販売（食品施設）規則 	<ul style="list-style-type: none"> 製品は、通常の保存および輸送条件下で、汚染および劣化から内容物を保護することを目的として適切に包装されなければならない
重量及び分量	<ul style="list-style-type: none"> 規定されていない 	<ul style="list-style-type: none"> 規定されていない
表示	<ul style="list-style-type: none"> 「卵」という語、または同様の意味を持つ語を用いた表示の場合：無水ベースで算出した卵固形分>4% 表示に関する一般要件に従う 栄養表示は、栄養強調表示を行う場合にのみ必要とされる（食品規則規則8A） 	<ul style="list-style-type: none"> 包装は以下を明瞭に記載すること： <ul style="list-style-type: none"> b) 製造業者の名称および住所、および/またはその登録商標 c) バッチ番号またはコード番号 d) 正味重量
分析及びサンプリング	<ul style="list-style-type: none"> 食品添加物、汚染物質、微生物、真菌毒素 	<ul style="list-style-type: none"> タンパク質含有量：ケルダール変法 含水量：常圧乾燥法 粥中の固形物 抽出油の遊離脂肪酸および過酸化物質

パスタ：分析法

関連法規	項目	規格	分析法	参照
食品規則	食品添加物	認可された香料および着色料	国際規格（AOAC、ISO、APHAなど）	シンガポール農業食品畜産庁（AVA）にメールにて連絡
	金属汚染物質	ヒ素：<1.0 ppm、鉛：<2.0 ppm、銅：<20 ppm、スズ：<250 ppm、カドミウム：<0.2 ppm、アンチモン：<1.0 ppm、セレン：<1.0 ppm	国際規格（AOAC、ISO、APHAなど）	シンガポール農業食品畜産庁（AVA）にメールにて連絡
	真菌毒素	アフラトキシンB1：<5 ppb、総アフラトキシン（B1、B2、G1、G2）：<5 ppb	国際規格（AOAC、ISO、APHAなど）	シンガポール農業食品畜産庁（AVA）にメールにて連絡
	コロニー総数	37°C、48時間で< 10 ⁵ cfu/g	国際規格（AOAC、ISO、APHAなど）	シンガポール農業食品畜産庁（AVA）にメールにて連絡
乾めん・パスタ製品類に関する規格（SS 219:1979（2013））	タンパク質含有量	乾燥重量で> 9%	SS 219:1979 付表A	
	水量	<13%	SS 219:1979 付表B	
	粥中の全固形物	<8%	SS 219:1979 付表C	

	遊離脂肪酸	<0.8 %	SS 219:1979 付表D	
	抽出油の過酸化物質価	油1kgにつき過酸化酸素10.0ミリグラム当量	SS 219:1979 付表D	

パスタ：食品添加物

	概要／定義	参照
範囲および／または定義	パスタ	Food Regulations
ポジティブおよび／またはネガティブリスト	食品規則のもとで定められた認可香料および着色料を使用できる	
使用制限／使用上限（定められている場合）		
範囲および／または定義	乾麺および乾燥パスタ製品	SS 219:1979 (2013) Dried noodles and pasta products
ポジティブおよび／またはネガティブリスト	詳細は定められていない	
使用制限／使用上限（定められている場合）		

乾燥パスタおよび乾めん	シンガポール食品規制	規格 SS 219 : 1979 (2013)
定義 / 説明	<p>(1) パスタ</p> <ul style="list-style-type: none"> 「パスタ」は、押しまたは成形された生地を乾燥させ、もしくは乾燥の有無を問わず細長く切った生地を蒸して製造した製品である <p>(2) めん</p> <p>- 「mee (mian)」および他の「mee」製品として一般に知られる製品を含む、各種めんは、含水量が20%以下であるめんを除いて、50%以上の小麦粉を含むパスタとする</p> <ul style="list-style-type: none"> 「スパゲッティ」、「マカロニ」、および「mee sua (mian xian)」として一般に知られる製品を含むめんは、含水量が20%以下で、製品は70%以上の小麦粉を含むものとする <p>(3) 米めん</p> <p>- 「kuay teow (guo tiao)」、「bee tai mak (mi shai mu)」、「hor fun (he fen)」として一般に知られる製品を含む、各種米めんは、含水量が20%以下であるめんを除いて、50%以下の米粉を含むパスタとする</p> <ul style="list-style-type: none"> 「bee hoon (mi fen)」として一般に知られる製品を含む米めんは、含水量が20%以下で、80%以上の米粉を含むものとする 	<p>乾めん製品</p> <p>-ヌードル、即席めん、「mian xian」を含む。塩化ナトリウム、重炭酸ナトリウム、認可された着色料・香料物質・他食品添加物の添加の有無を問わず、小麦粉から製造されたものとする</p> <p>パスタ製品</p> <p>-マカロニ、スパゲッティ、パーミセリを含む。デュラムセモリナ粉または他の硬質小麦粉、もしくはこれらの原材料を配合して製造されたものとする。重炭酸ナトリウム、認可された着色料・香料物質・他食品添加物が添加される場合がある。本製品群は押出処理を施されるものとする</p>

組成	<p>(1) パスタ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主に穀物食品からなり、次のうち1つ以上を含有できる ● 食塩 ● 卵 ● 各種デンプン ● 食用油脂 ● 認可された香料・着色料物質 ● 他の食材 	<p>乾めん</p> <ul style="list-style-type: none"> -タンパク質含有量：乾燥重量で最低9% -含水量：最大13% -粥中の全固形物：最大8% ● 粥（mian xian）中の全固形物：最大11% -抽出油のオレイン酸としての遊離脂肪酸（製造時に食用油で揚げるめん製品にのみ適用）：最大0.8% -抽出油の過酸化物質（製造時に食用油で揚げるめん製品にのみ適用）：油1kgにつき最大10 <p>パスタ</p> <ul style="list-style-type: none"> -タンパク質含有量：乾燥重量で最低11% -含水量：最大13% -粥中の全固形物：最大8%
食品添加物	<p>パスタ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認可された香料および認可された着色料を含有できる 	
汚染物質	<p>ヒ素： < 1ppm 鉛： < 2ppm 銅 < 20ppm 水銀： < 0.05ppm スズ < 250ppm カドミウム < 0.2ppm メラミン： < 2.5ppm</p>	
衛生	<p>人がすぐに消費できるいかなる食品も、1gまたは液体食品の場合1mlにつき20を超える大腸菌、あるいは病原性微生物で汚染されることのないものとする</p> <p>何人も、特定の食品の検出可能な真菌毒素が以下に記載する最大量を超えない場合を除いては、検出可能な量の真菌毒素を含有する食品を、輸入、販売、宣伝、製造、委託、または出荷してはならない</p> <p>37⁰C、48時間での総数：1mgにつき1000000 以下</p>	
表示	<p>パスタ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● いかなるパスタも、無水ベースで算出した卵固形分4%以上を含有しない場合は、「卵」という語、または同様の意味を持つ語を用いた表示をしないものとする 	<p>包装は以下を記載すること：</p> <ol style="list-style-type: none"> a)製品の名称および種類 b)製造業者の名称および住所、および/またはその登録商標 c)バッチ番号またはコード番号 d)正味重量
サンプリングおよび分析	<p>食品添加物、汚染物質、微生物、真菌毒素</p> <p>顕微鏡視野の倍率については、米国の「公的農芸化学者協会」（“Association of Official Agricultural Chemists”）が定めた方法に従って検査しなければならない。</p>	

:

6-6. 個別食品規格／乳・乳製品

バター	バター（食品規制）	規格 バター（SS 95:1997）
-----	-----------	--------------------------

定義／説明	バターは、乳またはクリームもしくは双方からのみ抽出される固形製品であるものとし、酸敗臭がないものとする。	廃止（2014年12月4日）
成分	80%以下（重量比）の乳脂および16重量%以下（重量比）の湿気を含むものとする。	
食品添加物	添加塩および無害な植物着色料物質を含んでよいが、本規制により明示的に許可されるもの以外、含まないものとする。	
汚染物質	ヒ素： < 1ppm 鉛： < 2ppm 銅： < 20ppm 水銀： < 0.05 ppm 錫： < 250ppm カドミウム： < 0.2ppm メラミン： < 2.5ppm	
衛生	人間の消費に給される食品目のいずれも、流動食の場合1gmまたは1mlに20を超えるエシェリキア菌、もしくはいずれかの病原微生物に汚染されないものとする。 何人も検出可能な量のマイコトキシンを含む食品目を輸入、販売、広告、製造、委託または配送しないものとするが、ただし、これは、ある特定の食品についてマイコトキシンの検出可能量が下記に記載される最大量を超える場合である： アフラトキシンB1： <5ppb アフラトキシン、総量（B1,B2, G1およびG2）： <5 ppb 48時間37 ^o C においての総量数： 1mgにつき100,000以下	
表示	栄養表示は、栄養の強調表示が行われる場合のみ、要求される（規制の規制8A）	
サンプリングおよび分析方法	食品添加物、汚染物質、微生物、マイコトキシン 顕微鏡視野の割合は、米国の「農業化学者公定協会（AOAC）」により定義される方法に従って説明されるものとする。	

チーズ	シンガポール
出典	食品規則
定義／説明	<p>(1) チーズは、乳、脱脂乳、クリーム、またはこれらの混合物のカゼインを、レンネット、ペプシン、または酸を用いて凝固させて得られた硬質または半硬質の製品であること</p> <p>(2) チェダーチーズは、無水ベースで45%（w/w）以上の乳脂肪を含有し、含水量が39%（w/w）以下であること</p> <p>(3) 名称表示のないチーズ（Unnamed cheese）とは、いかなる名称も分類も伴わずに販売されるチーズを指し、無水ベースで48%（w/w）以上の乳脂肪を含有し、含水量が39%（w/w）以下であること</p> <p>(4) クリームチーズは、クリームまたはクリームを加えた乳から製造されたチーズであることとし、（a）含水量が55%（w/w）以下であり、また（b）無水ベースで65%（w/w）以上の乳脂肪を含有すること</p> <p>(5) プロセスチーズまたは乳化チーズは、粉碎、乳化、および低温殺菌されたチーズであること。（a）含水量が45%（w/w）以下であり、（b）無水ベースで45%（w/w）以上の乳脂肪を含有し、かつ（c）3%（w/w）以下の無水乳化塩が添加されていること</p> <p>(6) チーズブレッドまたはチーズペーストは、低温殺菌された、塗り広げられるほど軟らかいチーズあることとし、含水量を60%（w/w）以下とすることを除いて、プロセスチーズまたは乳化チーズに対して規定された基準に準拠すること</p>
組成	<ul style="list-style-type: none"> - 熟成酵素、無害な酸生産菌の培養物、特定のカビの培養物、調味料、またはリゾチームを含有してもよい - 乳脂肪以外のいかなる脂肪も含有してはならない

食品添加物	<p>-認可された香料、固結防止剤、着色料、または化学保存料を含有してもよい</p> <p>-表面から5 mm未満の深さから採取した試料中のナタマイシンの割合が1 mg/sq dmを超えないように、浸漬または噴霧によって、ナタマイシンをチーズの外皮に塗布してもよい</p> <p>-ナタマイシンは5 mm以上の深さで検出されなければならない、ソルビン酸と併用してはならない</p> <p>-ボツリヌス菌の芽胞を破壊する目的で十分に加熱処理したチーズおよび缶詰食品の保存にナイシンを使用してもよい</p> <p>保存料</p> <ul style="list-style-type: none"> - チーズ（プロセスチーズおよび熟成チーズを除く）：1000 ppm以下のソルビン酸 - プロセスチーズ：3000 ppm以下のソルビン酸 - 熟成チーズ：1000 ppm以下のソルビン酸および50 ppm以下の硝酸ナトリウム
汚染物質	<p>ヒ素：<1 ppm</p> <p>鉛：<2 ppm</p> <p>銅：<20 ppm</p> <p>水銀：<0.05 ppm</p> <p>スズ：<250 ppm</p> <p>カドミウム：<0.2 ppm</p> <p>メラミン：<2.5 ppm</p>
衛生	<p>-そのまま食用できる食品については、液状食品の場合には20/gまたは20/mLを上回る大腸菌（<i>Escherichia coli</i>）で汚染されているとはならないとともに、病原微生物で汚染されているとはならない</p> <p>-何人も、特定食品に対する検出可能な量のマイコトキシンが以下に規定された最大量を上回らない場合を除いて、検出可能な量のマイコトキシンを含む食品を輸入、販売、宣伝、製造、委託、出荷してはならない</p> <p>アフラトキシンB1：<5 ug/kg</p> <p>総アフラトキシン（B1、B2、G1、およびG2）：<5 ug/kg</p> <p>-37℃、48時間での総数：100,000/mg以下</p>
表示	<p>栄養表示は、栄養強調表示を行う場合にのみ必要とされる（食品規則 規則8A）</p>
サンプリング及び分析法	<p>食品添加物、汚染物質、微生物、マイコトキシン</p> <p>顕微鏡視野に占める割合は、米国の「公認農業化学者協会（Association of Official Agricultural Chemists：AOAC）」が定めた方法に準拠して検討すること</p>

6-7. 個別食品規格／アルコール飲料

1. 関連法および制度的規則

(1) シンガポールへの輸入に対する規則および手続要件

アルコール飲料の輸入は、以下の適用対象となる。

1) 関税法（Customs Act）

- 「酒類（intoxicating liquor）」の定義は、飲料として用いることを目的とした、アルコールと>0.5%の容量のアルコールを含有する他の物質との混合物とする。

- シンガポールに輸入されるアルコール飲料に対して消費税を課す。

2) 関税規則（Customs Regulations）

- シンガポール税関からのアルコール飲料輸入許可の取得、および税関申告を義務付ける。

3) 関税（納税義務）令（Customs [Duties] Order）

- 付表1に基づいて、アルコール飲料輸入に対して支払うべき関税を規定する。

(2)販売時の規則および手続要件

以下にアルコール飲料の販売に関連する規則および制限について記載する。

1)関税法

-アルコール飲料を小売販売するためには、酒類販売許可証の取得が義務付けられる。

2)関税（酒類販売許可規則 [Liquor Licensing Regulations]）

-所定の時間帯におけるアルコール飲料の販売を禁止する。

-販売許可を受けた施設における酩酊、治安紊乱行為、および賭博を禁止する。

-8歳未満の者および泥酔者に対するアルコール飲料の販売を禁止する。

-18歳未満の者によるアルコール飲料の購入、および18歳未満の者からのアルコール飲料の購入を禁止する。

3)物品サービス税法（Goods and Services Tax Act）

-アルコール飲料の小売提供およびシンガポールへの輸入に対して物品サービス税（Goods and Services Tax）を課す。

4)物品サービス税（輸入制限）令（Goods and Services Tax [Imports Relief] Order）

-個人消費を目的とした限られた数量でのアルコール飲料の輸入については、物品サービス税の適用を除外する。

5)食品販売法（Sale of Food Act）

-> 50 ppmのメチルアルコール、イソプロピルアルコール、変性アルコールを含有するアルコール飲料の販売を禁止する。

6)食品販売規則（Sale of Food Regulations）

-アルコール飲料に対して、表示要件、食品添加物の使用、汚染物質の上限、およびその独自性の基準を規定する。

7)酒類規制（提供および消費）法（Liquor Control [Supply and Consumption] Act）（2015年）

-アルコール飲料を提供するためには、酒類販売許可証の取得が義務付けられる。

-販売許可を受けた施設が酒類販売許可証に記載されている場合には、販売許可を受けた施設のみでアルコール飲料を提供するように制限される。

-酒類販売許可証の規定により、アルコール飲料の販売は営業時間内のみ制限される。

-規定の「公共の場での飲酒禁止期間（no-public drinking period）」中の公共の場でのアルコール飲料の消費を禁止する。

-公共行事の主催者は、アルコール飲料が消費されるであろう公共行事について消費許可を申請することが義務付けられる。

-公共の場での酩酊に対して罰金を課す。

-酒類規制地区を設定する。

2.手続き

(1)輸入および販売の許可に関する手続き

-シンガポール税関に登録し、中央登録番号（Central Registration Number）を取得すること。

-農業食品畜産庁（Agri-Food & Veterinary Authority of Singapore : AVA）の食品管理局（Food Control Division）に登録し、輸入申告に使用可能な登録番号を取得すること。

-各積送について、AVAの輸入許可が必要とされる。

-輸入必要書類[1]:

i)原産地証明書

ii)衛生証明書

iii)試験所の分析報告書（存在する場合）

iv)製品年齢証明書（ブランデーまたはウイスキーについて）

(2)管轄権を有する官庁、機関、および部門の連絡先

税関局（Customs & Excise Department）

シンガポール政府（Singapore Government）

#02-01 Podium Block, Revenue House

Singapore 307987

Tel: 355 2000

www.gov.sg/customs

農業食品畜産庁

JEM, 52 Jurong Gateway Road #14-01

Singapore 608550

Tel: 6805 2992

www.ava.gov.sg

[1] <http://www.ttb.gov/itd/singapore.shtml>

6-8. 個別食品規格／調理冷凍食品

6.1.1. 調理済み冷凍食品

食品規格、分析法および食品添加物：

食品規則-2017には調理済み冷凍食品に特化した規格はない。シンガポール規格では、急速冷凍食品の処理と取り扱いに関する実施規範（CP 46：1989）が存在するのみである。この規格の改定が2018年に提案される。

7. 残留農薬

残留農薬基準値につきましては、下記情報をご参照ください。

- 諸外国における残留農薬基準値に関する情報
http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/zannou_kisei.html